

令和元年度

福島町議会

定例会 9 月第 2 回会議会議録

令和元年 9 月 1 8 日 開会

令和元年 9 月 2 4 日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和元年9月18日（水曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町 長 あ い さ つ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第2 諸般の報告	4 頁
○日程第3 行 政 報 告	6 頁
1 鈴木直道北海道知事への表敬訪問について	
2 「はこだて福島会」の解散について	
3 九重部屋夏合宿について	
〔各課所管事項について〕	
(1) 総務課の所管事項について	
①普通交付税の確定について	
②防災訓練について	
③河川への油の流出について	
教育行政報告	7 頁
1 幼児教育、学校教育	
(1) 小中学校の教育について	
①事務事業評価について	
②全国相撲の大会関係について	
③生徒友好交流事業について	
④学校選択制について	
(2) 学校給食について	
(3) 外国語指導助手（ALT）の任用について	
(4) 高等学校の存続対策等について	
2 社会教育、青少年の育成について	
(1) 児童・生徒について	
(2) 一般について	
3 スポーツについて	
(1) スポーツ合宿誘致事業について	
4 芸術文化・文化財について	
(1) 文化財について	
○日程第4 報告第3号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について ...	9 頁
○日程第5 一般質問	10 頁
7 番 藤 山 大	10 頁
(1) 円滑に業務を遂行する為、公共施設に冷房設備を	
8 番 小 鹿 昭 義	14 頁
(1) 道道岩部線の安全確保と岩部地区の活用の在り方について	

5 番 川 村 明 雄	16 頁
(1) 児童虐待等について	
4 番 木 村 隆	20 頁
(1) 町長の 2 期目の具体的な政策内容は	
3 番 平 沼 昌 平	31 頁
(1) 移住・定住についての考え方について	
○日程第 6 議案第 19 号 福島町森林環境譲与税基金条例の制定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	38 頁
○日程第 7 議案第 20 号 福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	39 頁
○日程第 8 議案第 21 号 町税条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	40 頁
○日程第 9 議案第 22 号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	41 頁
○日程第 10 議案第 23 号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	43 頁
○日程第 11 議案第 24 号 福島町水道事業給水条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44 頁
○日程第 12 議案第 25 号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	46 頁
○日程第 13 議案第 26 号 第 5 次福島町総合計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	47 頁
○日程第 14 議案第 27 号 令和元年度福島町一般会計補正予算 (第 3 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	54 頁
○会議時間の延長	66 頁
○日程第 15 議案第 28 号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	68 頁
○日程第 16 議案第 29 号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	69 頁
○日程第 17 議案第 30 号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	70 頁
○日程第 18 議案第 31 号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	71 頁
○日程第 19 報告第 4 号 平成 30 年度福島町財政健全化判断比率の報告について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	73 頁
○日程第 20 報告第 5 号 平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び 評価に関する報告について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	73 頁
○日程第 21 認定第 1 号 平成 30 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	73 頁
○日程第 22 認定第 2 号 平成 30 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ	

	いて	
	(決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	73頁
○日程第23	認定第3号 平成30年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	73頁
○日程第24	認定第4号 平成30年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	73頁
○日程第25	認定第5号 平成30年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	73頁
○日程第26	認定第6号 平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	73頁
○日程第27	認定第7号 平成30年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	73頁
○諸 般 の 報 告		73頁
○延 会 の 議 決		74頁
○休 会 の 議 決		74頁
○延 会 宣 告		74頁

目 次

令和元年9月24日（火曜日）第2号

○議 事 日 程	77 頁
○会議に付した事件	77 頁
○出 席 議 員	78 頁
○欠 席 議 員	78 頁
○出 席 説 明 員	78 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	78 頁
○開会・開議宣告	79 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	79 頁
○日程第2 諸般の報告	79 頁
○日程第3 行政報告	79 頁
(1) 台風17号に関する災害対応について	
○日程第4 報告第4号 平成30年度福島町財政健全化判断比率の報告について	
報告第5号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び 評価に関する報告について	
認定第1号 平成30年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定第2号 平成30年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第3号 平成30年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号 平成30年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第5号 平成30年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第6号 平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認 定について	
認定第7号 平成30年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (決算審査特別委員会報告・質疑・討議・討論・起立採決)	80 頁
○日程第5 発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める 意見書の提出について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	81 頁
○第5次福島町総合計画後期実施計画策定に関する調査特別委員会の設置	82 頁
○諸 般 の 報 告	82 頁
○休 会 の 議 決	82 頁
○休 会 宣 告	83 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告 3	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について	9月18日	報 告 済
1 9	福島町森林環境譲与税基金条例の制定について	9月18日	原案可決
2 0	福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	9月18日	原案可決
2 1	町税条例の一部改正について	9月18日	原案可決
2 2	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9月18日	原案可決
2 3	福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について	9月18日	原案可決
2 4	福島町水道事業給水条例の一部改正について	9月18日	原案可決
2 5	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	9月18日	原案可決
2 6	第5次福島町総合計画の変更について	9月18日	原案可決
2 7	令和元年度福島町一般会計補正予算（第3号）	9月18日	原案可決
2 8	令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	9月18日	原案可決
2 9	令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）	9月18日	原案可決
3 0	令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	9月18日	原案可決
3 1	令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）	9月18日	原案可決
報告 4	平成30年度福島町財政健全化判断比率の報告について	9月18日	決算審査特別委員会付託
		9月24日	報 告 済
報告 5	平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告について	9月18日	決算審査特別委員会付託
		9月24日	報 告 済
認定 1	平成30年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	9月18日	決算審査特別委員会付託
		9月24日	原案認定

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
認定 2	平成30年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	決算審査特別委員会付託
		9月24日	原案認定
認定 3	平成30年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	決算審査特別委員会付託
		9月24日	原案認定
認定 4	平成30年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	決算審査特別委員会付託
		9月24日	原案認定
認定 5	平成30年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	決算審査特別委員会付託
		9月24日	原案認定
認定 6	平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	決算審査特別委員会付託
		9月24日	原案認定
認定 7	平成30年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月18日	決算審査特別委員会付託
		9月24日	原案認定
発委 2	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について	9月24日	原案可決

令和元年度

福島町議会定例会 9 月第 2 回会議

令和元年 9 月 1 8 日（水曜日）第 1 号

◎議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 報告第 3 号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について |
| 日程第 5 | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第 19 号 福島町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 20 号 福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 21 号 町税条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 22 号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 23 号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 24 号 福島町水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 25 号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 26 号 第 5 次福島町総合計画の変更について |
| 日程第 14 | 議案第 27 号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 15 | 議案第 28 号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 16 | 議案第 29 号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 17 | 議案第 30 号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 18 | 議案第 31 号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 19 | 報告第 4 号 平成 3 0 年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第 20 | 報告第 5 号 平成 3 0 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告について |
| 日程第 21 | 認定第 1 号 平成 3 0 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 22 | 認定第 2 号 平成 3 0 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 23 | 認定第 3 号 平成 3 0 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 24 | 認定第 4 号 平成 3 0 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 25 | 認定第 5 号 平成 3 0 年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 26 | 認定第 6 号 平成 3 0 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 27 | 認定第 7 号 平成 3 0 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第 28 | 発委第 2 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について |

◎会議に付した事件

- | | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |

日程第3	行政報告	
日程第4	報告第3号	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について
日程第5	一般質問	
日程第6	議案第19号	福島町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第7	議案第20号	福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第21号	町税条例の一部改正について
日程第9	議案第22号	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10	議案第23号	福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について
日程第11	議案第24号	福島町水道事業給水条例の一部改正について
日程第12	議案第25号	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第26号	第5次福島町総合計画の変更について
日程第14	議案第27号	令和元年度福島町一般会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第28号	令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第29号	令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第30号	令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第31号	令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

◎出席議員（10名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	花 田 勇		2番	佐 藤 孝 男
	3番	平 沼 昌 平		4番	木 村 隆
	5番	川 村 明 雄		6番	杉 村 志 朗
	7番	藤 山 大		8番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	高 木 壽
総 務 課 長	工 藤 泰	総 務 課 参 事	小 鹿 一 彦
企 画 課 長	住 吉 英 之	産 業 課 長	川 合 力 哉
税務課長兼会計管理者	西 田 啓 晃	町民課長兼古岡支所長	鎌 田 一 志
福 祉 課 長	鍋 谷 浩 行	建 設 課 長	紙 谷 一
認定こども園福島保育所園長	(鎌 田 一 志)	福祉センター次長	(石 岡 大 志)
教 育 長	前 田 勝 広	事務局長兼給食センター所長	石 岡 大 志
監 査 委 員	本庄屋 誠		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿 部 憲 一	議会事務局議事係長	福 井 理 央
議会事務局主査	中 島 和 俊	議会事務局書記	平 野 文 子

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和元年度定例会9月第2回会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、改選後、議会構成を決めた9月1日開催の会議を経ての定例会であります。

私ども議員は、選挙戦の中で、選挙公報等を通じて町民に約束いたしました公約を実現するため、積極的な議会活動を実践し、なお一層研鑽に励み、町民の期待と信頼にしっかり応えていかなければなりません。

議会議員の役割は、二代表制の仕組みの中で、しっかりと多様な住民の意見を吸収し、その名のとおり会議で議論をし、討議をすることです。議会基本条例の趣旨を充分踏まえ、是々非々でしっかりと議論・討議をし、政策形成のできるだけ早い段階に議会・議員の意思を示し、提言する議会をさらに充実していかなければなりません。

そのためにも、町民の皆さんの意見をしっかりと聞くこと、町民の皆さんへ情報をしっかりと伝えること、町民の皆さんと情報を共有し、協働することが重要であります。

そのことをしっかりと肝に銘じ、議会基本条例に基づき、分かりやすく、町民が参画する議会、しっかりと討議する議会、実感できる政策を提言する議会を、なお一層目指していかなければなりません。

本9月会議は、又、各会計の決算等を審議する重要な議会でもあります。

決算については、審査特別委員会で審議することになりますが、決算審査に合わせて示される事務事業評価については、施策や個々の事務事業が、効率よく、効果的に施行されているかを検証することを目的に、まちづくり基本条例に規定されており、該当する全ての事業を対象として評価が示され、さらに、総合計画の基本計画施策評価・事業進行管理表が示され、後期実施計画の作成・検討に入る大事な審査となります。

議会としても、議会基本条例に重要な役割としてチェック機能の強化を規定、事務事業の計画精度向上、執行の適正化、政策形成過程の情報共有化を図る一環として、議員・議会の評価を示し、総合計画後期実施計画・新年度予算へ政策意図の反映を目指す大事な検証と位置付けております。

議員各位には、活発な討議が展開されますことを願っております。

福島大神宮の祭りも終わり、秋模様となりました。朝晩は、徐々に冷えてまいります。出席者各位には、お体ご自愛の上、本会議の議事運営に協力をいただきますよう、お願いを申し上げ、開会の挨拶いたします。

ただいまから令和元年度福島町議会定例会9月第2回会議を開会いたします。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会9月第2回会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会9月第2回会議にご出席をいただき誠にありがとうございます。

福島大神宮の例大祭も終わり、秋風が心地よく感じられる季節となっております。

さて、国の2020年度予算の概算要求額が19年度当初予算に続き105兆円規模になる見込みであり、高齢化による社会保障費の増加などを背景に、2年連続100兆円を超え、過去最大を更新する公算が大となっております。

先般、上ノ国町長並びに厚沢部町長とともに、環境省による概算要求説明会に参加をさせていただき

ましたが、年末にかけて来年予算編成作業が始まりますので、国の予算の動向に注視しながら、適切な財源確保に努めてまいりたいと考えてございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず最初に、国の森林環境譲与税の導入に対応した、福島町森林環境譲与税基金条例の制定となっております。

次に、住民基本台帳法の施行令の一部が改正されたことによる、福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正となっております。

また、地方税法の改正に伴う町税条例の一部改正となっております。

続いて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を省令に順次で改正するものでございます。

さらに、この度、消費税が8パーセントから10パーセントに引き上げることに伴い、福島町道路占用料等徴収条例及び福島町水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

次が条例関係の最後となりますけれども、水道法における布設工事監督者等の資格要件について、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、第5次福島町総合計画の変更については、今般の一般会計の補正予算に係る事業の変更に伴う計画の変更となっております。

さらに、令和元年度の一般会計及び国民健康保険特別会計など、各特別会計の補正予算となっております。

なお、一般会計の補正予算の主なものは、まず、歳入において、普通交付税の額が確定したことに伴う増額並びに平成30年度決算の確定に伴う繰越金の増額補正となっております。

歳出においては、がんばる地元企業等応援事業費の施設投資助成金及び財政調整基金への積立て並びに森林環境譲与税基金費の増額、さらに、新たにコンブ養殖係留ブロック設置事業費の追加補正などとなっております。

なお、職員の給与費に関しましては、4月の人事異動等による減額となっております。

そのようなことで、この度の議案に関しましては、条例制定が1件、条例の一部改正が6件、計画の変更が1件、また、一般会計補正予算及び国民健康保険特別会計等補正予算が5件となっております。

それと併せて、決算の認定に関する議案が一般会計及び特別会計全般で7件、計20件の議案をお願いするものでございます。

また、報告事項が3件となっております。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶といたします。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長のあいさつが終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

1 番花田勇議員、2 番佐藤孝男議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○**3番（平沼昌平）**

令和元年度定例会9月第2回会議の開会にあたり、去る9月10日に開催した議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、審議日数については、本日から9月25日までの8日間といたしました。

次に、平成30年度福島町一般会計ほか6会計の決算認定、関連の平成30年度財政健全化判断比率の報告ほか1件につきましては、議長を除く全員の議員により構成する決算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査していただくことといたしました。

以上のとおり、審査日数も長期に亘るところから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○**議長（溝部幸基）**

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会9月第2回会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

2番佐藤孝男議員。

○**2番（佐藤孝男）**

諸般の報告の4ページをご覧ください。

令和元年7月30日に開催された、令和元年度第1回渡島西部広域事務組合議会臨時会の報告をいたします。

1、臨時会の主な内容について。

消防関係等の法律改正に伴う関係条例の一部改正が4件、また、7月17日入札執行した財産の取得2件が、臨時会の主な内容であります。

2、行政報告の主な内容。

消防関係については、次のとおり行政報告がありました。

①火災の発生状況について。

5月21日、知内町森越地区で3階建ての事務所の一部を焼損する火災が発生しましたが、人的被害はなかったとのことです。同地区で7月13日、土曜日に、2階建て一般住宅の内部を焼損する火災が発生し、女性1名の尊い命が失われたとのことです。

6月19日、福島町福島地区において、2階建て一般住宅を全焼する火災が発生し、男性1名の尊い命が失われたところです。

亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

5ページ、②災害時における協定の締結について。

7月9日、南北海道生コンクリート協同組合との間で「災害時における消火用水等の供給に関する協定」を締結したところです。

③消防団員に対する報酬及び費用弁償の直接支給については、総務省消防庁の通達に基づき、本年9月1日から消防団員本人へ直接支給することといたしました。

④J A共済連北海道本部寄贈による木古内消防署高規格救急自動車について。

J A共済連北海道本部から木古内消防署に対し、交通事故対策の一環として、高規格救急自動車の寄贈が決定したところであります。

⑤消防車両の総重量超過について。

報道による消防車両の過積載事案を受け、全消防車両の計量を再度実施したところで、全52台のうち25台に重量超過があったことが判明いたしました。

⑥第48回全国消防救助技術大会への出場。

知内消防署が見事優秀な成績を収められました。

3、審議した議案の内容。

報告第1号から報告第3号 専決処分した事件の報告については、報告済みであります。内容については、右に記載のとおりであります。

議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案可決いたしました。

議案第2号 渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正について。これも原案可決いたしました。

議案第3号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正についても、原案どおり可決。

議案第4号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正についても、原案どおり可決いたしました。

議案第5号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算。4月1日付け人事異動に伴う人件費の増減や知内消防署の全国大会参加経費の追加により、110万6千円を追加し、総額を15億6,027万円といたしました。原案同意いたしました。

議案第6号 財産（松前消防署消防作業車）の取得については、契約金額880万円で原案可決いたしました。

議案第7号 財産（木古内消防署高規格救急自動車機材・資機材）の取得については、2,422万2,088円で、原案可決いたしました。

なお、議案・関係資料は、議会事務局に保管してありますので、ご参照ください。

終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、渡島廃棄物広域連合議会の報告を行います。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

諸般の報告の3ページをお願いします。

令和元年7月11日に開催されました、令和元年第2回渡島廃棄物処理広域連合議会臨時会の報告をいたします。

臨時会の内容は、本年6月執行の松前町議会議員選挙に伴う、議席の指定と監査委員の選任であります。

発議案第1号 議席の指定についてでございますが、次のとおり議席を指定いたしました。1番斉藤勝氏、2番伊藤幸司氏。いずれも松前町議員であります。

次に、同意第1号 監査委員の選任につきましては、長万部町の高橋克英氏を監査委員の選任に同意をしております。

以上、甚だ簡単ではありますが、令和元年第2回渡島廃棄物処理広域連合議会臨時会の報告といたします。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和元年度福島町議会定例会9月第2回会議の開催にあたり、定例会6月会議以降の行政報告を申し上げます。

1、鈴木直道北海道知事への表敬訪問について。

8月22日に、北海道庁を訪問し、鈴木直道北海道知事へ2期目の就任挨拶を行ってまいりました。当日は、富原道議会議員にも同席をいただき、私から福島町の水産業の現状や現在進めている「アワビの陸上養殖」及び「食べる昆布」などの取り組み状況を説明し、鈴木知事からは、精力的に道内市町村の状況を見てまわっている旨のお話がありました。

そのほか、道庁各部の部長など幹部の方々に就任挨拶と当町の現状などを報告し、様々な面での支援を要請してきたところでございます。

2、「はこだて福島会」の解散について。

8月末に「はこだて福島会」に吉澤会長から突然「はこだて福島会」の解散のお知らせがあり、8月20日の緊急役員会で解散する旨の決議が採択されたとのことで、町としては大変残念な結果ではありますが、会の実情を考慮し、承諾することといたしました。

「はこだて福島会」は、札幌・東京に続き平成25年に福島町のふるさと会として設立され、これまで函館市周辺の在住者の方々が中心となり、福島町の強力な応援団として側面から支援をいただいたところでもあります。

これまでの、ふるさと福島町に対する会員の皆様及び役員の皆様からいただいたご支援・ご協力に心から感謝申し上げますとともに、引き続き福島町への応援をお願い申し上げるところであります。

3、九重部屋夏合宿について。

2年ぶりとなる九重部屋夏合宿が8月6日から14日までの9日間、横綱記念館の稽古土俵において行われ、期間中は稽古を見学するため延べ1,540人の相撲ファンの来場があり、力士たちの迫力ある朝稽古を堪能しておりました。

また、13日に開催されたイカ祭りには、九重親方及び先代のおかみさんも来町され、九重部屋自慢のちゃんこ鍋の提供や各イベントに力士が参加するなど、祭りを盛り上げていただきました。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

(1) 総務課の所管事項について。

①普通交付税の確定について。

はじめに、令和元年度の普通交付税の交付額が7月23日付けで確定し、関連予算を本議会に計上しておりますので、内容について、ご報告いたします。

交付額は、16億4,790万2千円で、前年度決定額との比較では、584万5千円の増、また、本年度当初予算額との比較では5,674万8千円の増となっております。

臨時財政対策債につきましては、当初予算と比較して468万5千円の減の、6,727万3千円となっております。

また、一般会計に係る前年度からの繰越金も補正計上しておりますが、地方財政法第7条の規定に基づき、繰越金の2分の1を下らない金額の3,300万円を財政調整基金に積み立てることとしております。

2点目の防災訓練について。

9月3日に「地震による津波の発生」を想定した全町一斉の防災訓練を実施しました。

訓練では、避難勧告の発令とともに、地域住民は、近くの高台に避難する訓練に取り組んでいただきました。

また、福島小学校では、児童の防災意識を醸成するため、「一日防災学校」が開催され、段ボールベッドの組み立てや防災グッズの使い方などを体験しました。

なお、当日は、日赤奉仕団による炊き出し訓練も行われ、児童及び小学校へ避難した地域住民やPTAの方も食事をともにしながら防災の大切さを学んだところです。

今後とも、町民の日頃からの防災意識の醸成とともに、災害対策に万全を期してまいります。

3点目の河川への油の流出について。

7月13日と30日に月崎地区の緑川において、灯油と思われる油の流出がありました。福島消防署及び町では、油除去マットやオイルフェンス等を設置し対応したところ、幸い大事にはいतरなかつたところであります。

町の主な主催事業及び行事等につきましては、別に記載してございますので、参照願いたいと思います。

以上、町長部局の行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

続きまして、教育行政報告を申し上げます。

1の幼児教育、学校教育。

(1) 小中学校の教育についてであります。

①事務事業評価について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく、平成30年度分の事務・事業に係る「点検・評価」につきましては、事務局による一次評価を基に、教育委員会会議で2次評価を行い、8月23日の外部評価委員会において最終評価を行い、その結果を報告書として取りまとめて本議会に報告しております。

②全国相撲の大会関係について。

中学生では、7月28日に東京都で開催された、第30回全国都道府県中学生相撲選手権大会に、福島町相撲スポーツ少年団の野坂君が北海道チームの先鋒として出場しましたが、善戦むなしく予選敗退となりました。

また、8月17日から18日に奈良県で開催された、第49回全国中学校相撲選手権大会に福島中学校の野坂君が出場し、個人戦予選を見事に突破し、決勝トーナメントに進出しましたが、2回戦で敗退となりました。

小学生では、8月4日に東京都で開催された、第35回わんぱく相撲全国大会に福島小学校児童2名と、8月25日に東京都で開催された、第1回わんぱく相撲女子全国大会に、福島小学校児童1名が出場しましたが、いずれも1回戦敗退となりました。大会後に、選手及び引率者から大会での奮闘の報告を受けたところであり、今後の更なる活躍に期待しているところであります。

③生徒友好交流事業について。

三市町の間で行われている生徒友好交流事業は、7月30日から8月2日まで中学生8名と引率者2名を長野県木曽町に派遣しました。木曽馬の乗馬体験や御岳ロープウェイの搭乗、国宝「松本城」の見学など、貴重な学習や体験を通じて木曽町の生徒と交流を深めてまいりました。

④学校選択制について。

学校選択制については、両小学校の受け入れ可能人数の決定と併せて、両学校の紹介パンフレットを作成し、8月23日に令和2年度の新入学生及び新2年生の児童・保護者へ希望申請書と紹介パンフレット等を同封の上、送付したところであります。

なお、希望申請書の提出期限を10月4日とし、希望の是非を教育委員会会議において決定し、11月上旬に全保護者に対して決定の内容を通知する予定としております。

(2) 学校給食について。

給食における地元食材の利用に関しましては、昨年に引き続き、福島吉岡漁業協同組合よりウニの無償提供を受けて、7月12日に「ウニ浜汁」をふるさとメニューとして提供したところであります。

(3) 外国語指導助手（ALT）の任用について。

7月末日に任期満了となった、1名のALTの後任として、8月から新たなALTを任用いたしました。アメリカからの来日で、20代の女性となっております。8月5日から福島中学校に勤務しております。

(4) 高等学校の存続対策等について。

7月1日に道立福島商業高等学校存続検討委員会を開催し、これまでの高校存続対策を中心とした施策から「福島商業高校の今後の在り方」について協議を進めていくことを確認したところであります。7月8日には、「福島町高校の在り方に関する協議会設立準備委員会」を設置し、具体的な検討を進めていくための新たな協議会の設立に向けて準備を進めているところであります。

なお、今年度の福島商業高等学校存続対策としては、新たにPRポスターを制作するとともに、学校案内パンフレットを作成し、9月3日までの間に渡島、檜山管内及び札幌市内の中学校に送付したところであります。

2、社会教育、青少年の育成について。

(1) 児童・生徒について。

児童の生活リズムの改善や、家庭学習の定着等を目的とした、「通学合宿」を8月19日から3泊4日の日程で実施いたしました。今年度は、北海道教育委員会の「学校サポーター派遣事業」を活用し、函館市内の大学生3名と地元高校生1名による学習指導の補助をはじめ、食事面でも、ふくしま町女性の会やPTAなど、多くのボランティアの協力をいただき、開催したところであります。参加した16名の児童からは、良い経験になった、楽しかった、来年も参加したいなどの意見をいただきました。

(2) 一般について。

成人祭・成人式につきましては、8月13日に実行委員会主催の成人祭が開催され、14日の成人式には、町長、議長及び議員並びに各学校長の出席の下、18名の新成人が出席し、大人としての新たな出発

を誓い合いました。

3、スポーツについて。

(1) スポーツ合宿誘致事業について。

渡島西部4町による高校野球の合宿誘致につきましては、8月5日から12日に木古内町・知内町の各野球場において、18校が参加して行われました。この間、福島町への宿泊については、苫小牧東高校と弘前実業高校の2校の生徒と監督等を含め計47名が宿泊しております。

また、福島中学校を通じて、9月21日から23日の3日間、当町で渡島檜山管内の中学校バスケットボール部の合宿に伴う宿泊補助の要望がありましたので、関連予算を本議会に補正計上しております。

4、芸術文化・文化財について。

(1) 文化財について。

7月24日に当町で松前神楽北海道連合保存会代表者会議が開催されました。松前神楽は、昨年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されたところですが、北海道の歴史ある代表的な民俗芸能を広く道民に周知するため、来年度、札幌市内で計画している国指定記念講演の開催に向けて協議を行ったところでもあります。

以上で、令和元年度定例会6月会議以降の教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

◎報告第3号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第3号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の147ページをお願いいたします。

報告第3号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について。

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱第3条の規定により報告をいたします。

なお、説明に関しましては、別冊No.10となりますので、併せてお願いをいたします。

1ページをお願いいたします。

整理No.25、熊等による被害対策費についてですが、取り組み状況については、ハンターの負担軽減が図られるよう、捕獲現場からの搬出及び解体作業を担う人材の確保に目途が立ちましたので、本定例会にハンター補助員賃金を予算計上してございます。

以上、簡単ですが、町長所管の福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

大変申し訳ありません。私、説明の中で、要綱に関して「第5条」と言うところを「第3条」と説明したと思いますので、「第5条」で訂正をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をしておきます。

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、以上で報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、5名から5項目提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

通告に従い、町長に一般質問させていただきます。

質問事項、円滑に業務を遂行する為、公共施設に冷房整備を。

例年猛暑が厳しく、体温調節が難しい幼児・児童・高齢者が日射病や日光湿疹・熱射病・熱中症による事故が多発し、新聞や雑誌・テレビ等で連日報道されている。

北海道においても猛暑による事故が多く報道される様になり、当町においても例外ではなく暑さによる体調不良が多く見受けられる。

このことから、北海道だから夏場は涼しいという考え方は変えるべきであり、冷房整備をすべきと考える。

気象環境がめまぐるしく変わり、温暖化がさらに進む状況が予想されることから、役場・各施設を町民が快適に利用でき、働く職員が円滑に業務を遂行できるよう、各施設等に冷房（クーラー）を設置すべきと考えるが、町長の考えを伺う。

併せて、次の事項についての状況を伺う。

- 1、各施設のクーラーの設置状況は。
- 2、各施設利用者が暑さにより体調不良となった事例は。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員のご質問に、お答えいたします。

ここ数年、日本全体が地球温暖化等の影響と思われるような、異常気象により様々な事象が発生してございます。特に、今年は西日本を中心とした夏場の気温上昇も見られ、当町においても、9月上旬には、この時期とは思えないような高い気温が続きました。

クーラーの設置状況についてですが、現在、子育て支援センター、診療所や火葬場等、7箇所に設置してございます。

次に、施設利用者の体調不良の事例ですが、本年度は特段の報告を受けておりませんが、昨年7月に福島中学校バスケット部及び陸上部での部活動において、熱中症と思われる病状により屋内2名、屋外2名の計4名の生徒が救急搬送されましたが、その日のうちに全員帰宅し、大事には至らなかったところであります。

なお、議員の冷房を設置すべきとのご意見ですが、議員ご承知のように、町の公共施設等の維持管理につきましては、福島町公共施設等総合管理計画に基づき、福島町公共施設維持保全基金を財源に、計画的に行っているところであり、その計画において、冷房設備の計画は登載されていない状況にあることをご理解願います。

しかし、近年の気象の状況などを考えた場合、今後の施設整備にあたっては、冷房設備の検討も必要と認識しているところでありますけれども、設置には相当の費用を要することから、費用対効果等を見極めながら、判断してまいりたいと考えており、現時点では設置する考えはありません。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時35分）

（再開 10時36分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

大変すみません。私、説明の中で、「症状」を「病状」という説明をしましたので、「症状」ということで訂正をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をします。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

説明の中で、クーラーの設置状況が子育て支援センターと診療所、火葬場に7箇所設置しているというのですが、なぜこの7箇所だけに設置しているのか、理由を伺います。まず、この1点。

次に、施設利用者の体調不良の報告で、本年度は報告が来ていないということですが、昨年度は熱中症と思われる症状が屋内で2名、野外で2名の計4名となっておりますが、これを受けて、この後、町として何らかの対策はしたのか伺います。

私がちょっと聞いた中では、他に昨年度、敬老会において体調不良になった方と、本年度において福祉センターにて戦没者追悼式、音楽室で講習説明会で暑さによる眩暈があったと聞いております。

クーラー設置については、全部に付けるべきとは私も思っていますが、利用者が多い所や人が多く集まる式やイベントがある場所には必要と考えますが、いかがですか。

例えば、福祉センターや図書館。図書館においては、本年度利用者7,282人、1日平均30人。福祉センターにおいては、19,698人、1日平均64名。町民プールにおいては、2,708名、1日平均26名。福島小学校が全児童76名、吉岡小学校10名、福島中学校が生徒数67名、福島幼稚園園児数が11名、認定こども園福島保育所に対しては園児が62名、福島商業が生徒数50名。吉岡温泉の利用者に関しては、本年度65,120名、1日平均210名。横綱千代の山・千代の富士記念館に対しては、本年度来客者8,325名。トンネル記念館は、本年度7,988名。それと、消防署において勤務は、広域も合わせてですが、職場で働いている方が20名以上います。本州では当たり前のようにクーラーが設置してありますが、北海道だけまだ暑さ対策はしていない状況にあります。本町だけでもやるべきと考えますが、もう一度、町長に伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員は、ある程度、今年と言いますか、気象状況が変化していく中で、北海道においてもクーラーが必要だろうということを縷々ご質問してございますけれども、先ほど申しましたとおり、ある程度、設置した所については、議会と相談をしながら、やはり保育所のところであれば温度調整が小さい子どもは出来ませんので、そういった所に対して設置が必要だろうという形で付けさせていただきました。火葬場についても、火葬することによって気温が上昇する、また、高齢者の方が多く使うという形の判断の中で、その都度、議会と相談しながら、それぞれ付けさせていただいたわけでございます。

今、藤山議員おっしゃるとおり、色んな形で利用者ありますけれども、それは年間を通じての利用者であります。北海道の中で、今、じゃあ真夏日ないし、そういったものが1年のうちのぐらいいあるかというと、大体20日からひと月くらいと言われております。ただ、それがこれからは少しずつ増えていくんだろうとは思いますが、北海道の状況を見ましても、先般、文科省の方で学校の方にクーラー設置という話をいただきました。我々もその際、いち早く学校に付けたいという思いの中で色々やってきましたけれども、やはりその設置にあたって高額な経費がかかります。そして、国からの支援はあくまでも半分以上と言いますか、ほとんど金額が小さい状況の中で、我々もしっかり渡島管内・全道の状況を調べた中で、あまりいち早く北海道においては、本州とは違って、まだクーラーの必要性を公共事業の中では優先順位としては捉えていないというのが現実でございますので、そういったものを考えながら、我々として優先順位をしっかりと見極めた中で、当然、必要という声が多くあれば、議会の方とも相談しながら計画の中に組み込んでいくことは否かではありませんけれども、現在、色んな形の中で国の強靱化、これからどうやって公共施設を維持していくかというところにかかなりな予算を割かれることになりますの

で、私としては、やはり優先順位をしっかりと見極めた中で、今後検討してまいりたいと思いますので、私はクーラーについては、今、我々の置かれている位置付けの中では、優先順位はそれほど高いものだという風に認識してございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時42分）

（再開 10時42分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

先ほど福祉センターというコメントありました。それを吉岡総合センターの方に訂正をお願いいたします。

先ほどの部分で、まだ抜けている部分があったんですけど、去年の熱中症に対して、町として何らかの対策は練ったのか。さっき町長は答弁を何もしていないんですよ。要は、4名の方に対して、熱中症と思われる症状があって、町としては何もなかったんですか。さっき何も説明なかったんで、これで町として何かしたのか、対策なり何かしたのか。ちょっと聞きたいと思います。

それで、先ほどの中で、子育て支援センターと診療所、火葬場。火葬場については、建てる時に現存で付けていったと思うんですよ。子育て支援センターと診療所に対しては、暑さ対策というわけじゃなくて、必要だから後で付けていると。であれば、現状、イベントなり人が多く集まる場所であれば、各場所に対して付けるべきだと思うんですよ。

それと、私、9月10日に福島小学校で地域参観を見学してきましたんですよ。その時に、室内の温度が28.5度。教室に入った中で34度を示していたんですよ。6年生の教室で扇風機2台。1年生、2年生の教室も見学したんですけど、1台だけで対応してたんですね。扇風機1、2台で教室全部補えるのか。児童の体調を考えると、この辺どうなのかと思うんですけど、その辺をもう一度お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

昨年7月の福島中学校の熱中症の状況について、報告させていただきます。

中学校の陸上部2名、男子1名、女子1名。それから、バスケットボールに関しては体育館の中になりますが、女子2名がそれぞれ熱中症と思われる症状になったということで、中学校の学校の養護の先生が直ちに応急処置をしております。その後に福島消防署の方に対して救急車の出動要請をして、病院で処置を受けたと。幸い4名とも体調が回復されて、その日のうちに帰宅をされたというような状況です。

その後、中学校において、体育活動中における事故防止の手引きというのがございますが、この中で熱中症予防対策の関係が記載されております。この部分に関しては、部活動を控えるとか、細目な給水を取ると。そういった部分を全教職員で確認をして指導しております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

施設の設置状況でありますけれども、私の記憶でありますと、役場の電算室だけが多分、役場を建てた時に最初から付けた。それは取りも直さず、機械のトラブルを防ぐために電算室は付けさせていただいております。火葬場についても多分、後で付けたという、要望に応えながら、その時々の方々が判断しながら付けたんだと思いますので、先ほど来申し上げますとおり、藤山議員は色んな声を聞いて、活動の中で町民の声を拾って、クーラーが必要だということのご意見でございますけれども、我々のところには、まだそこまで大きな声として来ていないというのが現状でありますので、多分、藤山議員の言うよ

うに、ある程度そういう大きい公共施設の中でクーラーを設置するということになりますと、相当な金額が要します。そして、制度的になかなか追加・改修については、財源を見付けづらいというのも1つであります。これから新たに建てるものであれば、ある程度、財源も調達できますので、そういった中で可能性としては私は否定しませんが、今、現状のある施設を維持する部分だけでも相当な、多分、藤山議員は当然知っていると思いますけれども、相当な金額、億単位の金額をこれから要するわけでございますので、そういった中で果たしてクーラーが町民の優先順位として第一だという風には私は認識してございませんので、そこのところはしっかりと藤山議員の方も理解をしていただいて、今後の中でそういった声が町民から多く、例えば町民懇談会の中でそういった声が多く出るのであれば、私ども拾っていきたいと思いますので、ただ、これまでは我々が町歩きした中で、そういった声というのは一切ございませんので、そういったところをしっかりと理解をしていただきたいと思いますと思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時48分）

（再開 10時48分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

学校現場の状況についての質問がありましたけれども、実は、町長が1回目の答弁で申し上げましたとおり、昨年の段階で文科省の補助でクーラーの設置ということの事業まとめの調査もありまして、結果としては、福島町としては要望しないということの結果になったんですけれども、それを受けまして、私の方で校長会・教頭会の方に、今年の夏の各教室の温度を調べて、30度以上の日が何日あるかということの調査をして、その結果に基づいて、クーラーに代わる何か色んな物を場合によっては町長にお願いしていく考えもあるので、調査をお願いしたいということも予め今年の早い段階で指示しておりました。そして、9月の校長会・教頭会が終わったんですけれども、その中では30度を超えた日は夏休みの長期休業中を除きまして、学校があった日については一、二度あった程度で、学校現場としては現状の扇風機などで十分とは言えないんですけれども、現在対応しているというところで、特に学校現場の方から教育委員会に対して、何かしら新しい対策をという声は聞いておりませんので、その辺は藤山議員が見た状況と学校の校長・教頭の判断とは、ちょっとそこでズレがあるんだと思います。私の方には、直接管理者の方から教育委員会に対して、繰り返しになりますけれども、新たな対策をしてほしいという要望の声は届いておりません。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

子育て支援センターとか診療所、火葬場。これは後で必要だから付けていったと。私も全部が全部付けてほしいというわけではないんですよ。本当に暑い時にイベントなり何か集会をする場合。この場合は今まで何も対策していないんですよ。ただ夏場の段階だけで言ったら、会議しますという段階で、例えばですけど、福祉センターの音楽室を借りたりとか、役場庁舎内の方で会議室を借りてやる場合とか、その時にも暑いままやってるんですよ。何の対策も練っていない状況なんですよ。そうであれば、やっぱりもう一度ちゃんと使う場所、人が集まる場所なり、何かある場面であれば、それは考えるべきだと思うんですよ。私が思うのは、役場の待合室とか会議室、福祉センターもそうですし、図書館、福祉センターの音楽室、体育館の会議室とか、本当に人の集まる場所に対してはやっぱり、そんなに全部が全部と私は思っていないです。全部付けろと、そこまでは言っていないです。必要な場所、集まる場所に対しては本当に対策はすべきだと思うんですよ。その辺を考えて、町長、もう一度だけお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員は対策をしていないということでありますけれども、我々としては、それなりに対策なり予防をしていて、ただ、必要性として北海道では薄かったということ、きっちりまず理解をしていただきたい。確かに1日、2日、その辺はやっぱり暑い日がないわけではありませんし、色んな形であるんだと思います。ただ、全体的に費用対効果を考えた時に、今、福島町において、クーラーがどうしても必要なんだという声が多いわけではありませぬので、そこを、確かに無いよりは有った方が、当然、みんな満足するわけですから、それは1日暑かったから、そこにクーラーがあれば良いわけでありすけれども、我々はやっぱり行政全体を預かっている中で、色んな考えの中で、先ほど言いましたとおり、優先順位をきっちり付けながら、議会とも相談しながら計画的にやっているわけでありすので、なにも闇雲に付けているわけではありませぬので、これからもしそういった声が活動の中であるのであれば、しっかりまたこれから後期実施計画がありますので、そういった中で本当に町民として、そういったものを短期間であっても望むという声があるのであれば、それはそれで我々それを否定するものではありませんけれども、我々としては、まだやるべき事が優先してあるのではないのかなという中で、今、お答えをさせていただいているところでありますので、そこをきっちりご理解をいただきたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時53分）

（再開 11時05分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

道道岩部線の安全確保と岩部地区の活用の在り方について、町長に質問します。

町が福島町まちづくり工房に委託している「岩部クルーズ」を利用する方々、また、岩部地域に住まわれている方々の道道（北海道管理）に対する安全の管理体制についてです。

大雨になると道路が通行止めになります。この8月16日投票日も通行止めになりました。岩部地域の方々は、それらに慣れている事は事実です。私も最近、岩部地域に行って確認しております。

しかし、それで良いのでしょうか。天候が悪くなると、当然クルーズも中止となります。予約された方々も残念でいると思います。

しかし、雨天以外にもがけ崩れや急な天候の悪化によって崩落があった時、福島町の観光に対するイメージは根幹から崩れるのではないかと懸念いたします。

今後、岩部地区を活用した移住・定住事業は、地域の方々の理解を得ながら進める事も町として検討されると思われます。

以上の点から、福島町から岩部地域までの道路の安全確保と対策について、以前より法面工事等を行っているものの、完了するまでの時間とそれまでの対応を今後どの様に道に対して提案し要望していけるのか伺いたいです。

さらに、今後の観光資源としての岩部地域の活用の在り方等も併せてお聞きしたいです。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員のご質問に、お答えいたします。

1点目の道道渡島福島停車場線の安全確保についてですが、町では、事業主体である北海道渡島総合振興局函館建設管理部に対して、毎年開催されております地域社会資本整備推進会議において、地域住民や当該路線利用者の安全・安心な通行の確保対策として、落石防止対策、道路護岸整備及び越波対策等の事

業予算の確保並びに事業推進を要請するとともに、渡島総合開発期成会において、渡島管内懸案事項として要請活動を実施している状況にあります。

また、北海道の関係部署と町で構成する岩部地区連絡調整会議において、情報を共有し共通認識に努めているところであります。

なお、道道岩部渡島福島停車場線の整備に関しましては、現在、計画的に整備が進められておりますが、整備箇所も多く多額の予算を伴うことから時間を要しているところであり、今後も引き続き安全確保に向けて、北海道に対し要請活動を継続してまいります。

2点目の岩部地区の活用のあり方についてですが、本年6月から本格運航を開始した岩部クルーズは、道内はもとより道外各地から多くの方々が岩部の魅力を求めて訪れております。

町では、当事業を契機として、岩部地区の魅力である海・川・山の資源を有効に活用し、子供や家族が自然と触れ合うことで、岩部の良さを知ってもらえるような、第二弾、第三弾の仕掛けが必要と考えており、今後、交流人口の増加に向けた総合的な計画を関係機関等と連携を図りながら、策定に向けた準備を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、当事業を進めるうえで、道道岩部渡島福島停車場線の安全確保は不可欠な要素であり、これらの実情を訴えながら、事業予算の確保に向けた要請活動を積極的に展開してまいります。

また、要請にあたっては、町と議会が連携した要請活動についても検討してまいります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

町長、整備の箇所の把握、整備のおおよその年数、工事の進捗状況、また、それに係る予算について、町民との情報共有も必要ではないかと考えます。そのことで、町民の方々も岩部地区に対して、特に観光意識も強くなり、今後の交流人口が一層岩部エリアに向けられるものと考えますが、いかがでしょうか。現時点での整備箇所の把握、整備総年数、工事の進捗状況は何パーセントか。また、それに係る予算などについて、教えていただきたいと思ひます。

2つ目に、町長も今後、第二弾、第三弾のビジョンを検討されるとのことですが、福島町の総合的な観光という点から、連動性のあるものにしていかなくてはならないと感じます。例えば、食堂提供、オリジナルグッズの提供、歴史の情報提供などもありますが、これからの岩部地区での観光事業に対する町長のビジョンの一端をお聞きしたいと思ひます。

それと同時に、青函トンネル記念館、横綱記念館、その他風光明媚なビュースポットなど、その連動性も含め、町全体の観光ビジョンについて、ご意見を伺いたいと思ひます。その考えをいただき、私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先ほど説明いたしましたとおり、事業主体がここについては道道となっておりますので、北海道の方で事業管理をしてございます。毎年、事業報告なり事業説明は受けておりますけれども、現在、原課の方で詳細については捉えているようでございますので、そこについては後で報告をさせていただきたいと思ひてございます。

そして、2点目の全体的な観光ビジョンでありますけれども、所信の中でも少しお話をさせていただきましたけれども、これまで町としてしっかりと観光に踏み込んだ施策は取っていないというのが私の認識であります。確かに青函トンネル記念館、横綱記念館という2つの目玉の施設はありますけれども、あれについては本来、顕彰施設として、青函トンネルについては北海道から譲り受けながら町が運営していると。横綱記念館については、2人の横綱の偉大な功績を後世に伝えていくという目的で、そういった中で今、横綱記念館であれば、九重部屋の夏合宿に来ていただいて、少しでも多くの方々に来ていただくと。ただ、やはりどうしても顕彰施設でありますので、一度施設を見ますと、リピーターとしては現状としては少ないです。私、横綱記念館、当初、千代の富士と同級生の関係もありまして、当時の町長から、お前担当せということで言われました。当時は確か10万人を超える入込みが1年間でありました。それが今は多分2万人弱で推移をしているんだと思ひます。今、担当の方も一生懸命、少しでも多くの方々に

入っていただきたいということで、少しトンネル記念館も横綱記念館も入込みがあるんだと思います。

ただ、我々はこれからは有る資源、例えば海だったり、山だったり、色んな形。特に今、千軒地区が千軒町内会を中心に、手作りではありますけれども、殿様街道だったり、そばの花見の鑑賞会をやったりして、色んな形で福島の魅力を発信してございます。私は、そのもの1つずつではなくて、例えば今、岩部地区が青の洞窟をスタートとして、来ていただいた方にあれだけ感動を与えている。私も何人か、実はこの前も函館に行った時に、日本銀行の支店長に、青の洞窟観てきました、素晴らしいですねという声をいただきました。そういった形の声が、これからどんどん広がっていくんだと思います。ただ、青の洞窟は1つのツールじゃなくて、じゃあそれを今度どう滞在させていくかということになりますと、岩部交流センターを中心に、小鹿議員おっしゃるとおり、食だったり、色んな形でこれから展開をする必要があるんだと思っていますので、私の考えとしては、所信の中でも少し述べさせていただきましたけれども、これから年末かけて、第5次総合計画の後期4年計画の策定をすることになりますので、できればその中で、総合的にどういう整備をしていったら、より福島に滞在していただく、福島に来ていただく。先ほど言いましたとおり、子どもや家族が福島の自然に親しむことによって、リピーターとして来ていただくということを、これから全体を俯瞰した中で計画を立てていきたい。その中で、どう整備していくかということ、またこれから議会、町民の皆様と相談しながらやっていくことによって、福島の本当の観光の在るべき姿というものが、これから始まるんじゃないのかなと思ってございます。

ただ、我々、松前みたいにこれまで観光地という捉え方の行政をしてきませんでしたので、力不足ではありますけれども、これから皆さんの力をいただきながら、少しずつそういったもの。当然また観光の要素の中には、行政がやるということではなくて、やはり町民の皆さんが旅から来る人をもてなすことによって、私は事業として成り立っていくんだと思ってございますので、是非、町民の方々がそういったものに参画しながら、そこをしっかりと行政が支援してサポートしていくという形が理想ではないのかなと思っていますので、今、岩部という一つの事業がスタートしましたので、これまでやってきた千軒と相乗効果、そして、そうすることによって、また従来の横綱記念館だったり、トンネル記念館が生きてくるんだと思っていますので、そういったものを皆さんの力をいただきながら、是非、総合的なまづきっちりとしたビジョンと計画を立てて、その中でこういったものを配置することによって事業が完結するかということ、少し時間をかけながらスピード感を持ってやっていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

道道の治山工事について、ご説明いたします。

道道のがけ崩れについては、道路管理ではなくて治山事業の方で行っております。その中で、危険な箇所がいくらあって、いくら進めたというような捉え方はしておりません。随時危険な場所をやっていますので、何パーセントということは申し上げられないです。危険な箇所から随時要望して、工事を行っているところです。現在は、人家のある浦和地区の裏山の方を治山事業で実施しているところです。今、一部道路の方に防護柵が立っているんですけども、これは平成29年からの継続事業として行われていました、一番岩部付きのフェンスが立っている所、あそこまでは令和4年までに実施予定という風に北海道の方から伺っております。

○議長（溝部幸基）

次に、5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

通告に従い、一般質問させていただきます。

児童虐待等について。

連日のように日本各地で発生する児童虐待について報道される度に心が痛みます。どうしてこのような日本になってしまったのかと思うばかりです。

死亡に至るまでの虐待はごく一部の人と思うかもしれませんが、全国で見る虐待相談件数は毎年増加し、厚生労働省の公表した平成30年度の数値は15万9,850件に達しております。児童虐待防止法が制定されてからも増加の一途にあります。異常な数字と言って過言ではありません。

報道の度に、今後二度とないようにしますとの謝罪を耳にしますが、児童相談所、警察、自治体の連絡連携がかみ合っていなかったということがよく聞かれます。

加えて、児童生徒の自殺者数の増加、小中学生の不登校の増加（１３万３，６８３人）などがありますが、何らかの関連が思いめぐります。

先月上旬、平成３０年度における渡島・松山地区の虐待認定は過去最多の６２６件との報道がありました。

過去５年程度まで遡っての当町における虐待、いじめ、不登校などの状況は、どうでしょうか。

又、虐待に関する事案が発生した場合の対応マニュアルはどのようになっていますでしょうか。当町の対策をお聞きいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

川村議員のご質問のうち、私の方から児童虐待の状況等について、お答えいたします。

過去５年間の当町における児童虐待に関する事案について、函館児童相談所より、平成３０年度に１件あった旨の通告を受けております。

町では、児童虐待防止対策を図る目的で、平成１７年度より福島町子ども子育てネットワーク会議を開催し、子どもと家庭の支援を総合的に推進するとともに関係機関が情報共有や連携を図ることで、児童虐待の対策を講じてきております。

なお、児童虐待に関する対応マニュアルは作成しておりませんが、関係機関と連絡を密にし、ケース毎に対応しているところであります。

○議長（溝部幸基）

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

川村議員のご質問に、私の方から学校におけるいじめと不登校の状況について、お答えいたします。

小中学校における、いじめの認知につきましては、各学校で年２回アンケート調査を実施し、「本人が嫌な思いをし、心身の苦痛を訴えたもの」全てを認知しております。調査１回当たりの認知件数としては、平成２７年度以降、２件から１７件と大きく変動がありますが、各学校では、このアンケートに基づき、児童・生徒や保護者に対する聞き取り調査を実施し、事実確認等を行っており、現在この取り組みにより「いじめ」と認定される事案はございません。

次に、当町の不登校の扱いにつきましては、平成２９年６月に制定した「福島町立学校の不登校児童等に関する報告取扱要項」に、明確な欠席理由以外の欠席が月合計で３日を超えた場合、不登校とする旨が定められております。

この要項の規定による不登校人数につきましては、小学生は該当する児童はおりませんが、中学生では、平成２７年度以降、３名前後で推移しており、現在は３名となっております。

○議長（溝部幸基）

５番川村明雄議員。

○５番（川村明雄）

ただいま町長並びに教育長から答弁をいただきました。この中で、福島町は児童虐待防止対策を図る目的で、平成１７年度から子ども子育てネットワーク会議を開催しているということでございます。当町は、それほど大きな虐待事件に至るような事案はないようでありますけれども、このネットワーク会議でどのようなことが会議の題目に諮られているか。また、どのような委員の意見等が出ておられるか。差し支えなければ、お聞かせしてほしいと思います。担当課長からでも構いません。

それから、マニュアルがない。これは起きないということ、あまり事例が無いからなのか。もし、これで２、３件続くようなことがあれば作るということになるのか。どうしても都市部の方はマニュアルが有るけれども、町村になるとなかなか有る所がないようでございます。しかしながら、例えば何十年に１回しかない災害。そういう場合でも対策マニュアルは作るということになるのかと思うんですね。そういうことからすると、今ないからと言っても、全国的にみれば１０万件を超す事案だということから鑑みれば、有っても構わないと言いますか、有った方が良いのかなと思ったりするわけです。

それから、教育長にお尋ねしますけれども、いじめの認知。いじめと虐待と繋がるのかどうか、私も分からない時がありますけれども、その辺りはどのような調査と言いますか、対策を講じて、事実確認と言いますか、いじめが虐待の元になるとか、あるいは何らかの形で繋がっていつてしまっているとか、そういうことがあるものかどうか。このいじめも全国で10万件を超す、学校に行かない、不登校、その数が10万件を超えるということなものですから、うちの場合は3名程度ということのようでございますけれども、虐待の方と即繋がるということはないのかもしれませんが、その辺の掌握はどのような形で行われているかをお知らせしてください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

まず、最初に私の方から子育て支援ネットワーク会議の状況でございますけれども、幸い先ほど報告しましたとおり、当町においては大きい案件がない中で会議を定期的にかかせていただいております。その構成メンバーとしては、まず北海道の方から児童相談所、さらに子育て健康推進担当の方、また、警察署、学校、それとあと人権擁護委員等々、また、町でいくと教育委員会含め、うちの福祉、保健師等ですね。こういったところで、主には状況報告と言いますか、現状の中で何か問題はありますかとか、まずそういう情報共有を捉えることを日頃してございます。そういった中で、要保護児童等に対する支援の内容をこれからどうするのかとか、また、併せて次世代の計画をお願いをしたりしていますので、そういった中で少し、常に今、現場でどういったことが行われているかということの情報を共有しながら、問題があった時にどう対応するかということを中心にお話をさせていただいているところでありますし、また、日頃から学校等については、教育委員会なり学校サイドが掴まえておりますけれども、やはり最近の状況を見ますと、小さい子どもさんが虐待を受けるというニュースが色んな形でありますので、それは日頃うちの保健師さんの方がやはり出産から色んな形で各家庭を回っていますので、そういった中である程度状況把握をして、何か異変があった場合は色んな形で協議をするということで現在は進めているところであります。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

先ほど町長が答弁しておりますが、事案の内容によりケース会議並びに子育てネットワーク会議を開催しておりますが、今後はマニュアルの作成についても検討したいと考えております。

○議長（溝部幸基）

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

いじめと虐待の関係でございますけれども、教育委員会で掌握している中身においては、虐待を受けている関係で、その子どもがいじめに遭うとか、逆に虐待を受けている子どもが他の同級生にいじめを行うとか、そのようなことは全く現段階ではないと思っております。それで、今度、虐待と不登校の関係になりますけれども、これも先ほど報告したとおり、要綱に基づいて、毎月中学校さんの方から報告をいただいております。その中で、教育委員の中で情報共有しておりますして、担当の教諭なり、それから教頭なりが少なくとも毎月2回は家庭訪問し、色んなプリントですとか、直接、児童・生徒と面談して状況を確認しております。そういう中では、家庭内からの虐待を受けているというような状況はまったく見受けられませんし、実際に不登校なんですけれども、月に何日かは学校に出てきておりますので、その段階では元気に出てきておりますので、教育委員会としては、いじめと虐待とか、そのような関係があっても不登校になっているということの事実はないと思っております。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

先ほど鎌田課長がおっしゃったネットワークの件ですね。マニュアルを検討していただければ幸いかなという風に思うわけですね。昨今、毎日のように一定のニュース、東京、目黒、鹿児島情報が出されております。毎日のように聞かされるということになりますけれども、本当に何の抵抗も出来ない小さな、

本当に小さな生命を残酷な行為で無下にしてしまうということについては、本当に皆さんも同感だと思いますよね、心穏やかでないということは。昔は、いわゆるじいさん、ばあさんと一緒に世帯で暮らしていた時代がずっと日本の場合長かったと思うんですけど、そういう形であればほとんど起きない。そういう状況だったと思う。ところが最近、この虐待が起きる状況の暮らし方というのは、やはり昔と違っているということですから、これを何とか小さな子どもをいじめない、そういう大人の育成と言いますか、そういうことが必要でないかなという風に思うんですね。だから、至難の業だということではなくて、やはり地道に時間を使って全国民がそのような形で慮ることが必要だと思うんですけども、その辺りはどうでしょうか。これは毎年、その虐待認定件数がどんどん増えていって、29年から30年も2割ほど上がっているというような状況で、増加の一途ばかりなんですね。どこかで途切れないものかと。そのためにはどういう対策を講じたらいいのか、対策だけでいいのかということを考えます。もし、町長、教育長に、そこのところまで慮って考えていることがありましたら、お知らせください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

川村議員おっしゃるとおり、時代が変化していく中で、従来は大家族で暮らしていく中で、やはりそれぞれの役割があったんだと思いますし、親御さんのいる中で、おじいちゃん、おばあちゃんがそういった子ども達をきっちりしつけという、本来のしつけだと思うんですけども、そういったことだったり、色んな社会で生きて行く上での知恵を授かってきたんだと思います。ただ、今、核家族化されていく中で、色んな問題が顕在しているんだと思います。ただ、幸いなことに福島は単位としては小さい、地域の中で子どもさんというのは限られますので、やはり地域、周りが目配せすることによって、都会のような形には比較的ならないんじゃないのかなと思っていますので、そこのところをさらに我々としてはしっかりネットワークを繋ぎながらやっていきたいと思っています。また、最近の状況を見ますと、子育て支援センターにそういった子育てで悩んでいるお母さん方も来て、同じような方々、年齢層、階層含めて、お互いに相談をしながら悩みの解消に繋がっている。また、うちの保育士さんなどに相談をしながら、色んなケースごとにやっている。また、先ほど言いましたとおり、保健師の方で定期的に子どもの健診、そういったところでまた悩みがあるところ、また、家庭訪問する中でそういう状況変化を瞬時に捉えながら、帰って来た段階ではきちんと関係課を集めながら、色んなケース対応をしているんだと思ってございますので、福島町から今ニュースで報道されているような事が1つも起こらない形を、関係機関の皆さんとネットワークを通じながら、これからもしっかり対策を講じていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

私の方から、自分の考え方になるんですけども、ちょっと意見を述べさせていただきます。思いは、川村議員とまったく同じでございます。今日の新聞にも目黒の事件の裁判の記事が出ていましたけれども、私も孫のいる世代として、本当にどうしてあんな事ができるのか、人間としてどうしてあんな事ができるのか本当に悩みます。それで、同様な悩みがあった中で、思いますと、自分の子どもの世代がそういう虐待をしていくような年齢構図にありますので、自分たちの子どもに対する教育、教えがどうだったんだろうと自分で自問自答することもございます。そういう中で、国におきましては、道徳が正式に教科として学校で指導されることになりました。ですから、その辺につきましては、やっぱり小さい頃からいじめとか、仲間外れとか、そういう基本的なこと。それをしっかり教えていくことが大事なんだろうと思っています。それで、よく教育の現場で、知・徳・体。この3つの基礎学力を身に付けて、子ども達を社会に送り出すんだということが言われております。私は特に、この中でも私的に順番を付けるとすれば、体、心、そして知識だと。やはり健康な体で健康な心でないと、人間としては社会では駄目なんだろうなということだと思いますので、常々学校長ともそういう形で、うちの子どもについては元気で、とにかく心の優しい子どもを育ててほしいということで、私は学校長の方をお願いしておりました。そういう意味におきまして、実は先週、4町の芸術鑑賞会がありました。道新にも出てたんですけども、題名がキジムナーの約束という戦争をテーマにした劇でございました。私はそれを観て、非常に感動しました。おそらく観た児童も、小学生全児童が観たんですけども、やはり子どもながらにも両親の愛情を受けた中で、友

達を大事にする。そういう気持ちできつとその劇を観て感じてくれたと思っています。ですから、教育委員会としては、学校の授業は教育公務員にお任せするとして、社会教育事業、生涯学習事業で出来ることは、その辺のサポートをしていながら、子ども達の心を健全に育てるような授業を、これから教育委員会としては展開していければと考えております。

○議長（溝部幸基）

5 番川村明雄議員。

○5 番（川村明雄）

行政に携わって、このような仕事をされる方は、幸い法律から何から全部掌握できる。もちろんそのようないじめや虐待なんかはしないということができるわけですが、大多数の国民の人方は、あまり法律だとか、そういうことを読むとか、知るとか、考えるということは、なかなか機会が少ないんじゃないかなと思うんですね。ですから、私は、そういう業務に関わっていない人方でも、法律的なことを読めるような、そういう形のものを全会社とか色んな所で1日15分でも、そういう導入の仕方をするということが日本を変える形になっていくんじゃないかなという風に思ったりするわけです。

それと、福島町で何も起きなかったから、福島町は発生ゼロだったから良かったと言っても、例えば今、福島町に住んでいる人口よりも出て行った人方の人口の方が多いと思うんですよ。そういう形で福島と何らかの形のある人が、ひょっとすればその全国の十何万件の中の1つとして数えられている場合も無きにしも非ずということを考えてみますと、やはりどこにいても、どこであっても、子どもに対する、あるいは親子関係の確立、そういうものをお互いに掌握できるとか、話し合えるとか、そのような形を何とか作れないものかなという風に感じたりするところでございます。

これで質問を終わりにしたいと思いますけれども、もし何かございましたら、先ほど教育長から詳しい内容をお聞きしましたので、是非、今の形を1つ踏襲しながら頑張ってもらいたいという風に思います。もし、町長の方からまた何かあれば。無ければ、これで私の方の質問は終わります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

本当に連日痛ましい事件が、事故と言いますか、そういったのがありますので、我々としては、福島在住者のみならず、福島出身の方々がそういう痛ましい事故を起こすことの無いように、しっかり学校と、また色んな関係含めて連携を図りながら、福島町の子ども達が健全に成長することをしっかりサポートしてまいりたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

次に、4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

それでは、一般質問を朗読させていただきます。

町長の2 期目の具体的な政策内容は。

所信表明から主な政策を抜粋し質問いたします。

①新たに総合的な種苗生産施設の整備とあります。施設統合の事は、以前の答弁から記憶しています。各施設の種苗生産状況、施設建設年数、また「新たに」というのは、新しい施設を建設するという意味なのか、改修なのか伺います。

②陸上養殖アワビ及び食べる昆布の企業化とあります。陸上アワビ養殖事業の生産進捗状況、ヤマザキ子会社の町内間引き昆布を利用した3 年間の製品生産状況を伺います。企業化ですから、会社をつくるという解釈と取りますが、町が主体となる公企業なのか、民間が中心となる私企業なのか伺います。

③災害などに対応した危険木などの除去に関して新たな制度の構築とあります。民有林も個人財産であるので、手続きを簡素化しなければ、倒木1 本処理するために、難しい場面も出てくると思います。制度の概要をお伺いします。

④新たな施策を模索しながら、A I などを活用して高齢者の見守りの充実を図っていくということですが、大手セキュリティー会社等では見守りサービスは行われております。民間の見守りサービスと、どんな差別化を図っていくのか伺います。

⑤情報発信基地並びにまちづくりの拠点となる新たな道の駅について、町としての方向性をまとめ上

げていきたいとあります。道の駅検討委員会が今年度で検討を終了すると思われるが、道の駅を建設する、しないはともかく、答申などを基に町としての方向性はいつを目途にまとめ上げる予定でいるのかお伺いします。

⑥イカの不漁が続いており、生産額の減少とともにスルメ加工の状況も厳しいとあります。平成29年6月には松前・福島スルメ加工業連絡協議会の陳情、また議会も意見書を提出しております。国は、冷凍イカ輸入枠を追加で増やしていますが、乱獲などによるサイズや種類、外国の冷凍処理等による品質などスルメ加工に適したイカが、果たして輸入されていて、加工業者が購入できているか、あまり良い話は聞きません。2年が経過し状況を打破していく活動が必要ではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

木村議員のご質問に、お答えいたします。

1点目の総合的な種苗生産施設についてですが、町内の種苗施設等の現状は、豊浜地区のコンブ種苗生産施設及びアワビ中間育成センター並びに吉岡地区にあるウニ種苗育成センターの3箇所となっております。

なお、各施設の建設年次及び生産能力については、コンブ種苗施設が昭和48年建設で、生産能力は種苗糸3万3千メートルとなっております。アワビ中間育成センターは、昭和54年建設で、生産能力35ミリ貝4万個体となっております。

ウニ種苗育成センターは、平成9年建設で、生産能力15ミリ種苗200万粒となっております。

ご質問の「新たに」ということの意味合いについてですが、豊浜地区の施設については、整備後40年以上を経過し老朽化が著しく、それぞれ分散している施設になっていることにより、管理コストが高いという課題もあります。

このようなことから、漁協等の意向を踏まえ、施設を再構築する必要があるとの考えの下、総合的な見直しに関して専門家の意見を聴きながら整備する方向で関係機関と協議しているところであります。

現時点で新たに建設するか改修となるかは、確定していない状況にあります。

今後の議論の中で、安定的な種苗等の確保と効率的な管理運営が図れるような施設の整備に努めてまいります。

2点目の陸上養殖アワビと食べる昆布の企業化についてですが、アワビ陸上養殖施設については、現在98,000個体収容しており、この内50ミリメートル以上が約3,000個体となっております。

本年、学校給食や民間業者での試作品製造、観光協会などへ55ミリメートル以上のサイズ3,000個体の提供を行っております。

なお、当事業の企業化に対する考え方ですが、この数年間は、成長育成の確立に時間を要し、今後は販路等の確保が重要な要素と考えており、企業化へは課題が山積しておりますが、当面は、町が事業主体となって事業を進めながら、将来に向けた企業化を模索してまいりたいと考えてございます。

食べる昆布につきましては、ヤマザキ、漁協及び町の三者で包括連携を締結しており、既にヤマザキの現地子会社として、北海シーウィードが設立されており、企業化に向けた取り組みが行われてございます。

なお、北海シーウィードの3年間の生産状況ですが、平成29年が生コンブ79トン、平成30年が285トン、令和元年は目標500トンに対し285トンの実績となっております。

現在、来年度の目標達成に向けて町としては、生出荷用の養殖施設の整備等、断続的に三者において、それぞれの役割を確認しながら協議を進めており、販売に関しても大手のセブンイレブンなどにおいて、商品化されて販売されてございます。

なお、養殖施設の整備に係る予算につきましては、本定例会に提案してございます。

3点目の災害等に対応した危険木等に対する対応についてですが、現在、12月議会提案に向けて、「福島町危険木等から町民の生命・財産を守る条例」案を検討しており、内容的には、基本的に所有者自身の責任において危険木を除去したものに対する補助と、緊急避難的に除去する場合の二つの方策で制度を構築してまいりたいと考えてございます。

4点目のAI等を活用した高齢者の見守りの充実についてですが、全国では既に様々な取り組みが実用化に向けて行われており、私としては、民間との差別化を図るのではなく、民間と連携を図りながら当町

に合った仕組みを構築できないか模索してまいりたいと考えてございます。

5点目の道の駅についてですが、道の駅「横綱の里ふくしま」再整備基本計画策定委員会から、今年度中に検討内容が報告されることとなっており、それらを踏まえながら町としての方向性を示し、後期実施計画において、再整備に関する基本的な構想を策定してまいりたいと考えております。

6点目のイカの不漁に関するご質問についてですが、平成29年以降、要請活動しては、国や道等の関係機関へ、機会あるごとに福島町の現状を報告するとともに、総合的な支援を要請しているところであり、先般の鈴木知事との面談においても厳しい状況をお話しさせていただいたところであります。

なお、今年もイカ漁については、厳しい観測が流れておりますので、松前町と連携を図りながら松前町・福島町スルメ加工業連絡協議会等の関係機関の意向を踏まえ、積極的な要請活動をしてまいりたいと考えてございます。

近況では、乾燥するめイカと冷凍イカの輸入関税の取り組み等、地元選出議員等から連絡がありました。が、町として今後も関係する市町村や機関と連携し活動していきたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

まず、2期目の当選おめでとうございます。村田町長の時も、佐藤町長の時も執行方針の一般質問をしていまして、最初は当選おめでとうございますと、そういう風にいつも言ってきたつもりでございます。

それで、私も12年、議員活動経過しまして、一昔前ですと、議員年金が付く年数だったんですけども、今はもうそういうものもありません。10年以上やって一区切りついたと言いますか、また新しい気持ちで、新人の気持ちで再スタートしていきたいという、そんな思いで一般質問していきたいと思っています。

それで、この後、後期の総合計画もありますので、少しだけ踏み込んで、問題とか課題を聞いていきたいなと思っております。

まず、①ですけれども、種苗の関係で、昆布の種苗センター、それからアワビの中間施設は組合のものということになっています。それで、ウニの方は町の施設で、その中でそれを効率良く統合していきたいという方向性になっていますけれども、答弁の中で専門家という風な答弁ありますけれども、こういった方を専門家としてお話を聞くのか、まず伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

答弁の中で専門家として表現させていただいたのは、やはり技術的な知見というものが私は大事ではないのかなと。特に今、昆布の種苗がある程度、6億、7億の生産を確保していますけれども、なかなかこれ2年昆布から獲るという中で、今、厳しい状況にもありますので、そういった観点からいきますと、水産試験場なり、工業技術センター。工業技術センターが入るかどうかはちょっとまだ考えてはいませんが、色んな形で漁業者がある程度、知見を持っているものもありますけれども、やはり種苗を試験的に、試験と言いますか、生産するということになると、かなりやっぱり専門的な見地が私は必要だと思いますので、そういったことをまず一義として考えていく。あとは、多分、総合的なということになりますと、先ほど言いましたとおり、3つの施設を1箇所に集約する形になりますので、そういったシステム的なものですね。果たして、こういった形で作るのか。それは取りも直さず機械的な問題、また、建設的な問題、色んな角度で専門的な意見をいただくことが必要だと思っていますので、できれば我々としては専門的な意見を聞きながら、きちんと業務として委託をかけた中で、そういったシステムを作り上げていくという形を、私としてはできれば組合との相談にもなりますけれども、後期の初年度辺りに計画登載をしていく形で、今後、議会との協議をしていきたい。そのように考えているところであります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

町長の方から機械的という言葉ありましたけれども、当然、設備の近代化というのは時代とともに必要なことだと思いますね。効率をどういう風に上げていくか。今のその生産数、アワビの中間4万個、それ

からウニの中間育成200万粒も維持していかなきゃない。そうしますと、3つのものを1つにするとなると、そういう風な極力人も少なくなっていく中で、設備の近代化というのは大事なものだと思っています。それで、今は確かにアワビとウニは中間育成の形を取っていますけれども、一から採苗するという形について、方向性としてあるのか、ないのか。そこもお伺いしていきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

新しい総合的な種苗センターにあたっては、現在やっているものは継続していく形になるんだと思います。ただ、やはりこれから海の状況を見ますと、今、浜からの生産10億の中でほとんどが養殖昆布。6割、7割養殖昆布。そして、大体1億ぐらいがウニであります。やはりもう少し我々としては、1億、2億を新たな養殖事業と言いますか、養殖生産で揚げていかなければ、早晚この10億も崩れていくんだという思いをしておりますので、私はそここのところについては、アワビが果たして可能かどうかは、またこれから専門家の意見、可能というか、可能なんですけれども、果たして町でやっていくことが可能なのかどうか。また、これからナマコの問題、また、新たに今やっております海藻等、ガゴメ昆布や色んな形の海藻がありますので、そういったことの事業展開をしていくようになりますと、種苗センターというのが当然必要となってくるんだと思いますので、そういった5年、10年先を見据えた中で、果たしてうちの前浜にとって適材な種苗センターはどういうものなのかという姿を、まずは全体像を描きながら、その中でじゃあ町としてどういう計画をもって事業を進めていくんだということを、しっかりこの後期4年の中でやっていきたいと思います。

ただ、なかなか今、組合の方がようやく再建、去年で一応無くなりましたので、ただ、そうは言っても、まだまだ組合は体力あるわけではありません。今年の漁模様によっては、また赤字が発生するという厳しい状況にありますので、このイカの状況を見ますと、若干厳しいのかなと。ただ、救いは、今、昆布が今日辺りも天然の昆布を大変、今まで獲らないだけの人が獲っている船の状況を今日の朝、私も見ましたけれども、昆布が大分高値で推移しておりますので、そういった意味では多分、黒字を出してくれるんじゃないのかなと思ってございますけれども、ただ、まだまだ組合が独自事業をできるほど今体力がありませんので、そここのところは我々としては、しっかりこの10億の生産を維持するためにも、行政として支援をしていかなきゃならないのかなという思いを抱いているところでありますので、これについてはまた年末かけて後期の実施計画の議論を常任委員会含め、審議会含め、色んな形で皆さんと議論していただくことになりますので、しっかり行政として、その計画をこういった形でやっていくというものを示しながら、多様な意見をいただいて、なんとか浜の生産を確保できるような、福島に適した種苗生産が出来るようなことを進めていきたい。そのように思っております。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時59分）

（再開 12時56分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

午前中の続きということで、採苗の可能性のことをお尋ねいたしました。確かに長年、他の地域で採苗したものを購入して育てて放流しているというスタイルが確立しています。そういう中で、この施設を再構築していく中では、新しいポイントとして、そういう採苗の可能性も是非話し合っていたきたいなと思います。それは、やっぱり魚がなかなか獲れなくなっている、イカも獲れなくなっている。その育てる漁業というのが益々大事になっていく。先だって、もう10年ぐらい前でしょうかね。ナマコの採苗も喧々諤々やってきました。だから、方向性としては、もう育てる漁業というものがより一層大事に

なってくると思いますので、早い段階で町長の方も施設を再構築していくという答弁ありましたので、そういうところも話し合っていたきたいなと。そういう風に思います。

2点目の方に移りたいと思います。企業化のところですが、食べる昆布については、目標トン数には現在のところちょっと届いていない状態ということで、マグロの漁業者の方にも手伝っていただいて、養殖昆布の生産を上げて目標トン数に行くような形。この辺は確立していくものだと期待しております。

それから、アワビの企業化ですが、町長の方も答弁しておりますけれども、やっぱり販路をどういう風に確保していくのか。これが本当に大切なところになっていると思います。なかなか役場職員が専門的にマーケティングを行っていくというのは、必ずしもその業務にあるわけじゃないですから、民間企業であればマーケティング部門ですとか、営業部門ですとか、そういう専門的な人が自分の商品にマッチングした企業に売り込んでいくということが出来るんだろうと思うんですが、なかなか公企業主体でいくと、そのノウハウを持った人というのが大切になっていくんでないかなと思います。そういう中で、今、ヤマザキさんが福島町に入ってきていただいて、そういった商品の販売だとかのノウハウがあると思うんですが、そういった会社との連携の中で、そのアワビのマーケティングの方の人材を提供していただくとか、そういう連携的なことが出来ないかという話をされたことあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

まず、1点目の種苗センターについては、今、木村議員おっしゃるとおり、我々としても浜の生産を確保するために必要な施設だと思ってございますので、しっかり現場の方と議論し、また、専門家の意見を取り入れながら、将来に間違いのないような施設整備をしていきたいと思ってございます。

今、2点目のご質問でございますけれども、食べる昆布につきましては、現在、ヤマザキさんの子会社の方でやってございます。会長とお話していたのは、できれば3年間で500トンの目標を達成したいと。そうすると、ある程度、販路ないし市場にきっちり打って出れるだろうという計算の下で、なんとか500トンという目標を掲げました。ただ、なかなか実際やってみますと、初年度は上げる方ももちろんですが、陸上において、なかなか未経験と言いますか、初めてのヤマザキさんの取り組みでありましたので、乾燥に苦慮していたと。また、主力の会社が静岡でございまして、北海道の気候に少し慣れていなかったというのもあると、福島の特徴的なもの、湿度がちょっと多いとか色んな時期的なものがあって、なかなか出来なかった。そして、生産についても、今、養殖昆布の部会の方の協力を得ながらやっておりますけれども、やはり福島の昆布の主力は出汁昆布でありますので、6月下旬になるとほとんどのこれまで協力していた業者さんも、やっぱり本業の出汁昆布に全精力を注ぎ込むということで、なかなかそのところを6月以降の水揚げがしっかり出来ていなかったと。また、我々、今、3年やらせていただきますけれども、色々とお互いに意思疎通の足りなかったのもあるのかなということで、この前、組合長、会長とお話した中で、お互いにしっかりと決めた事が出来ていなかったのかなと。浜の方にとすると、まだ揚げる余力はあるんだけど、ヤマザキさんの陸の方でなかなか対応できない。ヤマザキさんにすると、まだ受ける要素はあるんだとか、色んな形でこれまで試行錯誤しながらやってきましたが、陸上の方についても、ある程度、乾燥技術もしっかり除湿の関係も含めて確立されつつありますので、我々としては、しっかりまずは浜から500トンを目指していただくことを第一優先にやらせていただきたいということで、それで先般、ヤマザキの会長ともお話をさせていただいて、町としては、やはり食べる昆布専用をしっかり施設整備をしなければ、今の現体制の中で出汁昆布を獲っている人の方に協力いただく中では、なかなか目標に達成できないんじゃないのかなということのお話の中で、じゃあ町として、今回は施設を整備させていただく。そして、組合としては、それを運営する体制をきちんと調整させていただく。そして、その揚がった物については、しっかりヤマザキさんの方が加工をして販路を持っていくという形で、それで幸い、商品につきましては、この前もちょっと私も報告をさせていただきましたけれども、セブンイレブンさんが組合の方の現地を訪れて施設も見てくださいました。しっかりセブンイレブンさんとしても色んな形で、今、商品化としても店頭に出てございますので、ある程度、その販路については比較的確立されつつあるのかなという風に思っておりますので、やはりそういった大手を相手にしますと、今度数量が当然問題になりますので、我々としては、会社が求めている500トンに向けて、しっかり今年、来年

かけてやっていきたいと思っています。

そして、アワビにつきましては、これまでなかなか生育、我々が想定していない色んなトラブルもあったり、自然変化と言いますか、時化にあったり色んな形で給水がストップしたり、色んな形でこれまでやってきましたけど、ある程度、そういったのも解消して、生育については一定程度成果として、他の養殖施設に比べて早い段階で生育が望めるという状況で、これから本当に本格的に大きい数量が販売できる可能性が出てきますので、我々としては、しっかりそこを今度開拓していく。多分、養殖のアワビでありますので、天然のアワビとやはり差別化していかなければ、なかなか天然と同じような形では商品化できないんだと思っていますし、当然、天然のアワビと勝負するとなりますと、相当数の年数を要してコストばかりかかって、なかなか陸上養殖のメリットがありませんので、我々としては、例えば6.5サイズなり5.5サイズの中で市場を開拓しながら、これからやっていくことになるんだと思っていますので、その辺についてはしっかり、今、町にいるアドバイザーがそういったところを見据えながら、将来展望を含めながら、計画素案を一生懸命取り組んでいるところでありますので、そういったところをまずしっかりと新たな販路拡大に向けて、やはり少し小ぶりにはなりますけれども、小ぶりのアワビで勝負できるような取り組みをしていきたいと思っています。

あと、もう1つは、しっかりと企業化できれば、我々としては問題ないでありますけれども、ただ、私はもう1点、違う視点で、これまでなかなか福島町に来て、通年を通して食べさせる特産品がなかったというのも福島の弱みでありました。私は、この陸上養殖のアワビをやることによって、福島に来れば1年を通して出荷体制が取れていますので、そういったところのこれから弱いところを補てんする強みにもなっていくのではないかなと思っていますので、必ずしも全てが事業化すれば問題はないわけでありまして、我々としては、町としてやっていく意義としては、そういったことも視野に入れながら、少し長い期間になりますけれども、3年から5年かけて多分これからしっかりとそこを、なるべく基本的には生産したものでしっかりと経費を賄えるような形を3年ぐらいかけて、これから取り組んでまいりたいと思っていますので、ご理解をいただきたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時07分）

（再開 13時07分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

すみません。もう1点、最後の質問が多分答弁漏れておりましたけれども、これまでヤマザキさんと色々付き合いをさせていただきながら、ヤマザキさんも実は福島の農・水併せて、福島で揚がっている物に大変興味を示しているのも事実であります。ヤマザキさんは色んなコンビニさんを相手に商品化してございますので、そういった中で福島の具体的に言うところと黒米だったり、色んな形で興味を示してございます。ただ、まだアワビについては、そこまで深く意見交換したことはありません。ただ、先ほど申しましたとおり、ヤマザキさんは、とりあえずは今、まずは本来の目的である食べる昆布に全精力を注ぎ込んでいただいていますので、ただ、来た中で例えば会長だったり杉本常務の方にも、なるべく福島の物を是非使っていただくようなこともお願いできないかという話は懇談の中でしたりはしていますけれども、まだしっかりとこのアワビについて、どうこうということの意見交換はしてございません。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

大手の企業を相手にすると、どうしても数量という問題が必ず出てきます。そういう大手の会社も商品を作って売っていくというのが仕事ですので、なかなか量のない物で成果を上げていくというのは難しいのではないかなと。そういう風に思っている中で、昆布の方が順調にこれから進んで行ってほしいなと。

そう思っているわけです。町長の方では、アワビの方は二本立てで、通年を通して福島に来たらアワビとか色んな物が食べていける仕組みも作っていききたいと。そしてまた、その中で外にそういうアワビを打っていく製品とか差別化を図って進めていききたいと。そういう風なお話でした。

それで、また話がちょっと戻ってしまうんですけども、どうしてもそのマーケティングのところが気になるんですね。二本立てで考えていくのは当然よろしいと思うんですけども、ヤマザキさんとはそのアワビのマーケティングのことについては話していないと。そういうのはよく分かるんです。じゃあヤマザキさんじゃない形で、そういったマーケティングの人材を確保していく方策というのが、もし考えがありましたら、お伺いしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

このアワビにつきましては、国の地方創生をいただきながら事業を展開してございますけれども、その中で、実際うちの職員も東京の方に出掛けていって、きちんとそういう方々に意見をいただいたり、色んな形で試行的にやってきた経緯がございます。ただ、先ほど来申し上げますとおり、やっぱり数量がまとまってくると、なかなか職員のレベルでは厳しいものがあるんだと私は思っております。ただ、やはりそうは言っても、我々行政が一番不得意とは言いませんが、なかなかそのところにきっちりとした人材を充てることが出来ないというのも事実でありますので、我々としては、ある程度、この数量が今度固定的に確立されますので、やはりそういったところを強みとしている業者なり人材を抱えた所が多分あるんだと思っておりますので、そういったことの意味もいただきながら、そういった所の協力をいただきながらやっていくことがベストではないのかなと私は思っておりますので、我々の職員の中で出来ることはしっかりやる。さらにまた、町内の中でそれを強みとしている方もいるかもしれませんし、また、町内出身の方で東京や札幌方面で活躍されている方もおりますので、そういったことの知恵もいただきながら、できればなんとか作った物をしっかり売れる、そして、最終的には事業化が収支トントンなり、黒字を生むような形を将来は作っていくことが我々の役目ではないのかなと思っておりますので、そのところはまだはっきりした回答をお答えできるほど、我々としてきっちり決まっておりますけれども、ここ1、2年の間でその辺もしっかりと確立をしていくなり、模索をしていく必要があるんだという風に認識をしておりますので、また色んな形で議会の方とも相談しながら、そのところについては常に新しいものを求めながら、きちんとそういった方向性が定まった中で説明をしながら、ご意見をいただきながら、この事業がなんとか一人立ちできるような形をこれからもやっていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

そういう風な販路拡大の企業の協力というのは十分できると思いますね。足りない所を補ってくれる協力というのは必ず大きな所はしてくれると思いますので、是非、機会ある毎にそういったマーケティングの協力依頼というのもしていただきたいなと。そういう風に思います。

3点目の方にいきますけれども、危険木のところなんですけど、私も去年ですかね。吉岡で1件、倒木が1本あって、倒木1本処理するのに非常に何か問題が発生というか、なかなか簡単にいかないものだなと。そういう事例がありましたけれども、実際に今、こういう条例を作りたいという風なきっかけとなるような事案というのは沢山あったんでしょうか。何か具体的な事案等があったら教えていただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

事案と言いますか、ただいま木村議員おっしゃったとおり、色んな災害があった時に、やはり倒木の恐れがあるので、なんとか木を処理していただけないかという住民の声もいただいていますし、そういった時に、なかなか我々がやはり行政として個人財産に踏み込むということは、法制度上、厳しい状況があります。当町では、早くから空き家対策の関係でしっかりと条例を作りながら、今、整備をさせていた

だいてございます。ただ、その空家対策については、国の方が法整備をした、その傘の下に我々しっかりとした条例を制定させていただいております。ただ、残念ながら、今、多分、危険木については、国の方のしっかりとした法制度は整備されてございません。そこの中に、じゃあ我々が何を抛り所にするかというと、まず自前の条例を作って、そこを抛り所としていくしかないのかなという風な私の考えであります。本来であれば、全国の例を見ますと、条例まで作っている所はほとんどないのが実情でありまして、ほとんどは大体要項を持ってたり規則を持って、例えば木を伐りたいという人のかかった経費に半分ぐらい助成しているというのが一般的であります。それも金額も少額で5万円から10万円という程度のものでございます。ただ、私はやっぱり何て言いますか、自主的に伐っていただく分には何ら問題ないとは思いますが、そこについては基本的に規則・要項で私は大丈夫だと思うんですが、先ほどもう1つの手法として、緊急避難的に行政が例えば手を出すという状況を、私はできれば条例の中に責任行為として任せられないのかなというのが1つであります。例えばまさにもう危険な状態で、すぐ倒れるような状況が、なかなか所有者が都会にいて手を出せない。例えば隣の人も自分の財産でないのだから出来ない。そういった時に、例えば行政がそれに代わって、しっかり危険な所を除去するということが、果たして出来ないのかなということを常々悩んでおりまして、そういった中で条例を担保としながら出来るのではないのかなというのが私の考えでありますので、ここはまた法的なものがきちんと理解されるのかどうかを含めて、これから議会の議論にも委ねていきたいなと思ってございますので、まずはやはりいくら個人の財産とは言え、その1人の生命・財産に関わるようなことについて、何も行政が出来ないということは、私はちょっとどうなのかなという思いが常々ありますので、よく個人情報と財産という捉え方をすることがありますけれども、私は個人情報も守られるべきですけれども、その前にやはり1人の命を守るのが我々行政の仕事ではないのかなと思っていきますので、その命が危険に晒されている中で、行政としてまったく手を付けられない状況が果たして正常な状況なのかなということは、私としては疑問でありますので、そこをしっかりと除去できるような法整備をした中で、町民の安心・安全を守っていききたいという思いがありますので、これは少し私の中で温めていたものを、できればこの12月、議会の方にしっかり原課の方から整理をさせていただいて、少し相談をして、何とか来年の予算に制度化まで持って行きたいという思いがしていますので、今後、多分12月議会を目途に常任委員会の方にお諮りしながら、意見をいただきながら、また、前に空き家の関係でやったように、議会の方の意見を踏まえて、直すところは直しながら、しっかりと生きる条例を、規則なりを作っていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

緊急的に除去するという考え方は、ニーズは出てくるんじゃないかなと思いますね。特に森林の場合は相続が家よりも上手くいっていないケースというのは沢山ありますので、常任委員会の方でお話があるようですので、そちらの方にお任せしたいと。そういう風に思っております。

4点目の高齢者の見守りですけれども、民間と連携を図りながら模索していききたいということなんです。模索ではなくて実現していききたいと。そんな風に思っております。どうしてそういう風な高齢者の見守りが必要かと言いますと、2025年に包括ケアシステムというのが始まりまして、団塊の世代が75歳を迎えて、日本の後期高齢者が全人口の4分の1を占めると。福島町はもっと大きな分数になるんじゃないかなと思っていますけれども、ただ、もう民間の方でそれなりの見守りサービスが出来ていますので、なかなかどれが良いというのは私にもちょっと今の段階では実際には分かりません。色々と福祉の会社ですとか、事業所とかありますので、そういう中で話し合いをしながら、上手い方法を作ってもらえればなと思っています。中身の方は質問しませんので、もし町長の方で何かあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ここについては、実は私、福祉課長をした時にそういった思いを、例えば高齢者見守りの関係を、何とかこういったもので出来ないかということをずっと模索した時期があります。そして、町長に就任した時に、実は「オリヒメ」というロボット、見守りロボットなんですけど、これはあまりAIという

か、そういうことを使わないで、要するにコミュニケーションロボットみたいな形で、例えば怪我で入院している子ども達を見守るとか、高齢者。例えば都会にいる若い人達がなかなか自分のおじいちゃん、おばあちゃんをお盆、正月以外見に来れないということの中で、しっかりコミュニケーションしながら見ていくということの記事を見て、実はそこに飛び込みで作った方、まだ若い人でありますけれども、慶応大学かどこかにいて、かなり大手と色んな形でやっている方なんです。そこに実際行ってきたことがあります。ただ、まだその時は単価も高く、なかなか我々が導入するような物ではないのかなという形で考えておりました。ただ、木村議員おっしゃるとおり、色んな形で今、全国、例えば四国の西条市だったり、色んな形でもう既に大手のそういったある程度システムが組まれた所と連携をしながらやっている所があります。ただ、私、そういった所も少し勉強させていただいておりますけれども、その大きい都市と我々はちょっと違うんだらうという風に思っていますので、もう少しやはり福島に合ったものが何か出来ないのかなと。そして、これからだんだん高齢化していく中で、例えば今、介護の支援事業なんかで結構色んな形が展開できるような仕組みにもなっていますので、そういった形の中で、福島町として、例えばこれからなかなか人手不足もある中、そしてまた、先ほど言いましたとおり、都会にいるお子さん方が安心して自分の親の様子が見れるとか、色んな形が出来るようなものがこれからどんどん進んで行くのではないかなと思っていますので、できればそういったものを町として先駆けて一つでも二つでもやれる形が取れば良いなということを、常々町長就任してからずっと温めていたものもありますので、そういったものをまた先駆的な所。先般、実は電算を委託しているＳＥＣの永井社長ともそういった話をちょっとさせていただいて、少し町の方でこういった事を考えた時に、協力できる体制が出来ないのかということも話をさせていただいた経緯もあります。そしてまた、この前はＮＴＴ東日本の支社長が来た時も、やはり情報通信と言えばＮＴＴとか強みでありますので、そういった所にも少し町で色んなことを考えた時に、一緒になって町の実態を踏まえながら、福島版のものを作れないかということの話もさせていただいた経緯がありますので、機会ある毎にそういったものを少し問いかけながら、事業が出来るのかどうかも含めて、少し職員の皆さんと勉強しながら、町に合ったものを１つでも２つでもこれから出来るようなことを探していきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

４番木村隆議員。

○４番（木村隆）

見守りサービスも大きく２つに分かれていまして、日常のそういう安否確認の見守りと、認知症に絞った見守り。例えば徘徊される方にＧＰＳを付けるですとか、そういうのもあるようですので、田舎に合ったものを考えて、それぞれ世帯によって年齢も状況も変わってきますので、良いものを現実にしてほしいなと。そういう風に思っています。

５点目の道の駅についてですけれども、近年の道の駅の状況は日々刻々と変化しておりまして、最近はまだ高度化してきていると言われております。トイレも最先端の物を付けたりですとか、もうレストランはそうなんですけれども、場所によっては防災の拠点になっておったり、社会研修の場所になっておったりと、もう様々な様相を呈してきております。それで、以前にもお話させていただきましたけれども、やはり福島の魅力を発信できるパーツ。これがやはりないと、実際にスタートは私は切れないんでないかなと思っています。先ほど来、町長、アワビを１年間通して食べていけるという話ありましたけれども、そういう物も道の駅で提供できたりですとか、特に検討委員会の報告書というのを私たちはまだ見たことがありませんので、どういうものが示されるのか分かりませんが、それを基にパーツを揃えた中で、可能であれば実現してほしいなと思うんですけれども、その点についての町長の意気込みをお伺いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

道の駅につきましては、私、就任当時から考え方を議会の方にお話しをしながら、今回の検討委員会の若い人達に少し福島町として将来の道の駅はどうなんだということを議論させていただいてございます。私は、道の駅を造るにあたっては、やはり食べる物・見る物・買う物、この３つをきちんと町民の方々が作り得なければ、道の駅を作る意義がないんだという風に常々言ってございます。確かに建物を行政が建

てることは、そんなに難しいことではありません。ただ、やっぱりその中に入る物がなければ、なかなかこれは難しいんだと思ってございます。木古内の道の駅にしても、相当年月をかけて町民の方々に色んな形で事業を展開していただくということの中でやってございます。なないろ・ななえでもそうでしょうけれども、やはり私はそういった物がなければ、反対に建てるべきではないなという持論を持っていますので、ただ、私はできれば、今やっている例えば岩部だったり、千軒、色んな形で少しずつツールが揃ってきた中で、やはり最終到着点として、福島町の魅力を発信する情報基地としては、私は道の駅は必要不可欠ではないのかなと思っていますし、今の道の駅がその役割を担っているかと言えば、私は決してそうではないんだと思っていますので、是非、我々としては、町民の総意の中で造ることを考えていかなければならないのではないのかなということで、今、若い人達に議論していただいております。それが多分、今年で挙がってきます。それを受けて、行政としてじゃあどうしていくんだという方向性を、私はできれば後期4年の中でしっかり町として色んな事、これまでやってきた事、そして、町民の方々に協力していただける事、そういったものを整理しながらやっていく必要があるんだと思っていますので、この4年間の中できっちり方向性を示していきたい。それには当然、管理母体と言いますか、管理の中心となる今のまちづくり工房だったり、観光協会だったり、色んな体制づくりも当然必要でございますので、そういったものも含めて、そこには少しまた人材なり色んな形を確保するには、私は簡単なことではないと思っていますし、時間がかかる事だとは思っていますので、必要性は重々認識してございますので、ただ、あまり急ぐことなく、やはりきちんとそういったものを構築した中で、その先に道の駅があるのが正しい姿ではないのかなと思っています。特に我々、木古内、例えば七飯と違って、やはり国道228号線、皆さんもご承知のとおり、冬11月以降になると、ほとんど交通量というのはパタッと途絶えるのが現実であります。やはり地元にしかりと根付いた道の駅でなければ、私は12カ月勝負は出来ないのではないのかなと。やはり9カ月で勝負するということになれば、なかなか長い目で見ていくと厳しい施設になってしまいますので、そういったものを含めて、トータルとして、やはり外からのお客さんをお呼び込むのも大切ですけれども、しっかり地域の人達が地元の道の駅だということを捉えたような施設展開をしなければ、私は厳しいのではないのかなという思いがしていますので、そこのところは町民の皆様の合意形成を図る意味では、特に急ぐ必要もないんだと思ってございます。ただ、そうは言っても、ダラダラやるつもりは毛頭ございませんので、そこのところは後期の4年の中できっちり考え方をまとめて、できれば第6次の総合計画の大きな見直しが今度ございますので、そこの中できちんとした事業展開が出来ればなということの長期展望を持って、今、臨んでいるところであります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

木古内、七飯という言葉が出ましたけれども、どうしても完成しますと比較されますので、十分議論を深めて良いものに向かった協議をしていってほしいなと。そういう風に思います。

最後の6点目のイカの不漁の件でございます。函館市でも加工の魚種を新しく挑戦する所には補助金を出しますよとか、松前では1回限りではありましたが、女工さんの人件費を負担しますよという風な、それぞれに加工業界も苦しい中で補助をされておりますけれども、当町もこの松前・福島陳情から2年経ちました。その中で廃業された加工業者もございます。また、どんどん第二、第三のそういった廃業の話はなかなか聞きたくないなと。そんな思いでおります。それで、せっかくこういった松前・福島協議会があったという表現をしていいのか、現状は今どういった状況なんでしょうか。今でもこういう協議会で何か話し合いをされているのか。それとも、特に活動はされていないのか。まず、その状況を確認させてもらいたいと思います。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

この協議会としては、特段、協議は進んではおりませんが、松前町と福島町には水産加工振興協議会、両町でございます。主にイカゴロ処理のために作った協議会だったんですけれども、今はその協議会同士が色々な話をして、イカの輸入もそうですし、水産加工の現状だとか、そういうやり取りは、その両町の水産加工振興協議会としての協議はしております。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

ということは、その協議会そのものがなかなか今は動いていないような、別な形でその水産加工協議会という形で動いているんでないかなと思うんです。しかしながら、今の現状を考えますと、やっぱり音頭を取っていくのは、もう一事業者で考えられる問題ではないので、それは協議会もそうですし、町も一緒になって、こういった問題を解決していく動きを見せていかなきゃないと思うんですけれども、その点について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

水産加工業は本当に大変厳しい状況であります。原料が獲れない、高い状況の中で、色んな苦勞をされております。ただ、加工業者さんも従来と比べると大分数が少ない中で、今、福島で7件ですね。1件無くなりましたので。そういった中で、別に大きい組織ではありませんので、動くにそう時間がかかるとか、色んな形で面倒なものはありませんので、我々、常に石山町長と色んな情報交換をしていく中で、当然、個々の加工屋さんの状況も聞きながら、お話をさせていただいておりますので、例えば行動を起こす時には、やはり色んな加工組合なり、今みたいな協議会を通してやることにはなるんだと思いますので、現状把握なり色んな対策にあたっては、うちの方についてもスルメ加工振興協議会ですね。そういったものがあって、年に何度か我々も意見交換したり、総会にも出させていただいております。ただ、我々、今、手立てとして色んな形で、がんばる地元応援条例だったり、外国人就労の関係で組合を支援してございすけれども、なかなかこれといって手立てがないというのが実情であります。それは取りも直さず、加工業の方々に聞いても、じゃあ行政として、どここのところをきちんと支援すれば、我々として最適なんだという問い掛けもするんですけれども、なかなか加工屋さん方も本当に行政としてこうだということも見付け得れないのが現状であります。ただ、我々としては、やはり厳しい状況をしっかり国の方、まずはイカが獲れることが最大の解決策でありますので、なぜ今その資源が減っているかというところを、国、道に行った時に、例えば北朝鮮の問題だとか水温の問題、色んな形の中でこれだけ技術なり色んな社会が進歩している中で、イカを何とか出来ないのかということまでお話をさせていただいておりますので、我々としては、そういった声を常に出し続けて、なるべくイカの資源が安定的になることを、まず手助けできればなという風に思っております。そういった中で、今やっているような形の直接給付というか、色んな形での支援もまたあるんだと思いますので、そこのところはきっちりその加工業者の現場の声を聞きながら、行政として、かゆい所にどうしたら手が届くのかということも相談をしながら、きっちりと対策を講じていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

必ずしも行政の支援ありきではないと思いますね。10年ぐらい前まではイカが大量にあって、秋から冬場にかけて、もう8時から9時までみんな稼働していた状態でしたから、とにかく原料をどういう風に確保していくのかという運動がやっぱり必要だと思うんですね。町長も色んな陳情等行った時には色々お話されているということですから、力を入れていただきたいというのもそうですし、やっぱりスルメの生産、6割、7割をこの福島・松前で担っているわけですから、必ずしも一町の問題ではないと思いますので、事ある毎にそういった松前町と協力しながら、働き掛けというものをさせていただきたいなど。そういう風に思います。もし、答弁あればお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

隣町の石山町長とは常に情報交換をしながら、動く時は一緒に行動しようということをしてございますので、また、この前もちょっと会った時に、今年の状況も厳しい状況ですねという話をしながら、何か年末かけて行動が必要であれば、きっちり両町で行動していこうということの意思確認もしてございますの

で、また、事業者を含めながら、必要であればそういった方々。先ほど来お話をさせていただいたように、これまで町の単独の中で要望活動を何年もしてこなかったという経緯もございますけれども、私はそろそろそういったものもこれからはしっかりやっていく時期に来ているのではないのかなという思いがしておりますので、また、ここについては議長と議会と相談しながら、そういったものの必要性があれば、積極的に働き掛けていく姿勢は常に持ちながら、松前の石山町長と行動を共にしながらやっていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

次に、3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

移住・定住についての考え方について、町長に質問させていただきます。

この度、北海道が主体となり実施する地方創生推進交付金事業、U I J ターン新規就業支援事業に参画することにより、従前から町単独で移住促進を図る場合と比較して効果的に当町のPRがされるものとの考えが示されております。

この事業の対象は、東京圏から移住して就業、また、起業しようとする方々に移住支援金を支給することで移住・定住を促進させ、加えて当町の人口減少のスピードを緩やかにすることが狙いだと思います。

当町ばかりでなく、道内90自治体と連携をする形で検討されており、実現すれば素晴らしいものになるであろうと思います。あると思いますが、支援金を出すから戻ってきてくれ、ダイレクトに魅力を感じて来てくれ、あなたの生まれた町より素晴らしいから来て、働いて、新しい事業を起こし、住んでください、定住を検討してくださいと、地方の一方的な願いとしか感じられません。

当町をはじめ、どこの自治体も自然減に加えて、東京圏というメガ都市が地方から、特に多くの若者が吸い寄せられるように、仕事を求め、あるいは華やかさに憧れ、東京を目指す。

まるでブラックホールに吸い寄せられる星のようにも思えます。その中で、当町として今まで独自で行ってきた移住・定住に対しての基本的考察がなされているか。どの様なスタンスでこれからの事業に参画されるのか、具体的に6点ほどお聞きしたいと思います。

①として、当町として定住・移住に対しての事業成果と進捗状況。

②として、移住・定住に対してのインフラ整備、IT環境等の整備。

③どの様な年齢層・職種に対してPR活動をするのか。

④基本として移住・定住する方々の確認判断はどの段階で当町として行うのか。また支援金の名目、支援金額、それらに対する条例の制定はどの様に考えているのか。

⑤移住・定住される方々と、その方々と共に暮らす地域地区の意識の向上やコミュニティー対策は検討されているでしょうか。

⑥基本スタンスとして、当町の中学生や高校生の子供達に、卒業後、地域に定着してもらうために、今後どの様な環境整備を考えているのか。その方向性などについてお聞きしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問に、お答えいたします。

1点目の事業成果と進捗状況についてですが、当町の定住・移住対策の平成30年度末の状況については延べ人数で、「定住促進住宅等奨励事業」19名、「水産業担い手支援事業」21名、「農林業担い手養成事業」3名に対して奨励金等を交付したところであり、定住及び漁協組合員の加入促進並びに新規就農者の確保が図られているものと思います。また、出産祝金については、制度開始の平成24年度から平成30年度末で延べ92人の対象児に交付している状況にあり、第3子以上の出生数が増加傾向にあることから、一定の成果が上がっているものと判断してございます。

2点目のインフラ・IT環境等の整備についてですが、子育て世代等に対する定住に向けた住環境の整備として、定住促進住宅整備事業等について、後期実施計画期間中の整備を計画しているところであります。また、IT環境については、平成30年11月に町内の光回線サービスエリアが拡大されたことにより、町内ほとんどの地域でIT環境が整備されてきておりますが、一部不通エリアが存在することから、エリア拡大についてNTT東日本北海道南支店に対して、この度要請を行ったところであります。

3点目のPR活動等についてですが、北海道と連携して実施する移住支援事業については、年齢性別を問わず東京圏のより多くの移住希望者に対し、地方の中小企業等の魅力を効果的に情報発信することが必要であることから、PRについては、北海道が開設した求人情報を提供するマッチングサイトにおいて、実施されるものであります。

4点目の移住・定住の意思確認や条例の制定等についてですが、移住支援金を受けようとする者は、移住等に関する要件を満たし、かつ就職に関する要件に該当することが確認され、転入後1年以内で、就業3カ月後に申請書を町に提出することとなります。その際に、定住及び継続就業の意思を確認する契約書等を添付することで定住の意思確認ができるものであります。また、移住支援金の支給については、単身の場合にあっては60万円、2人以上の世帯の場合にあっては100万円を支給し、当町では、要綱を制定し対応してまいります。

5点目の地域住人の意識向上やコミュニティー対策等についてですが、現段階では検討は進んでおりませんが、事前に移住相談があった場合は、町内会との懇談の場を設ける等の協力はしてまいりたいと考えております。

6点目の高校生等の定着に対する環境整備や方向性についてですが、高校生等が卒業後、地元に戻っていただくためには、働く場と住まいの確保が最も重要なことと認識してございます。このため、現在取り組んでいる事業の推進を図るとともに、新たな養殖産業の創出に取り組んでまいりたいと考えております。また、住まいについては、定住促進住宅整備事業等により確保してまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

再質問させていただきます。

この6点目について、事細かく聞くというのは、町長にしてみれば、そんなの後で聞いてくれという風な答弁も返ってくるかもしれませんが、それはそれでよろしいんですけども、再質問ということで、1点目の実質何名の方が定住という形で、福島町に就業なり定住してもらっているのか。ただ単純に今述べられた数字を言うと、43名として理解していいのか。じゃあ、その定住された方々のご家族を含めて何人ぐらいになっているのか。

それから、2点目のITの設置環境に対して一部不通のエリアがあるとしておりますけれども、それはどの辺なのか、お聞きしたいなと思います。それと、NTT東日本北海道道南支店において、エリアの拡大に向けた話し合いがされているということなんですけど、これは期間を含めて煮詰めているのか。それとも、業者サイドの営業目的だけの話し合いで、期間がまだ設定されていないのかどうか、お聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

まず、1点目の定住された方の人数ということなんですけれども、今回、1点目のご質問の方でお答えさせていただいた部分につきましては、当町の定住対策として、今、取り組んでいる住宅奨励金の交付事業、それと水産業担い手支援、農林業の担い手養成、出産祝金もそうですけれども、こういったものを総称して、ふるさと応援条例というような形で、定住対策という括りの中でやられておる内容のこれまでの交付された方の状況をお答えしたものでございまして、この条例を活用なさった方が定住、定着なさっているという意味合いであれば、これは1人の方というか、定住促進住宅であれば家族もございまして、そういった方を含めれば、これよりもう少し多くなると。細かいところの数字は今捉えてございませぬので、その詳細のところは回答できませんけれども、こういった事業をなさって奨励金を交付していただく時には、定住をする旨の誓約書も提出していただいておりますので、これらの方が定住なさっている、プラスアルファの方が定住をなさっているというような形で捉えてはおります。

それと、ITのエリア拡大の部分でございまして、これまで平成30年の11月までは白符地区だとか、あと千軒、それと吉岡の方で言えば宮歌、松浦、豊浜、吉野、こういった所が光のサービス提供エリアではございませぬでしたけれども、平成30年11月1日から、このうちの一部の所がサービスエリアが開通されたということで、NTTさんの方からアナウンスがされているところでございます。ただ、

同じ白符地区でも一部提供というような状況になってございますし、千軒地区も一部提供というような状況にもなってございますので、サービスエリアが拡大されましたけれども、一部の所では同じ字名でも開通がされていないという所もあるようでございます。そういった所につきましては、直接サービスを受けたいということであれば、NTT東日本さんの方に問い合わせをしなければならないというような状況になってはございます。それと、NTT東日本の北海道の道南支店さんの方とは、先日というか、先週の時点で支社長さんが見えられた時に、今、福島町の中で不通のエリアの塩釜・浦和・岩部地区という所がまったくの未定という状況になってございますので、今、福島町では岩部を拠点として観光振興に取り組んでいるといったこともございますので、そういったところも訴えながら、不通のエリアの拡大を要請したというような状況になってございます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

1点、2点目、反復して質問はしたくないんですけれども、結果的に定住された方は何名なのか。

それから、当町のこのIT環境の整備。一部じゃなくて、それはもうほとんどと言ってもいいくらいの範囲だと思うんですけれども、それでもよく岩部地区のことを道南のそのNTTの方に言うてくださったなど。なぜなら、これから岩部地区を活性化していくためという風に町長もおっしゃっているわけですから、移住・定住についてのそういう環境整備というのは、これは今のご時世ではIT環境の整備がなければ、まったく明りのない道を歩くようなものでないのかなと思うので、その辺もしよかったら答えていただきたいなと思います。

3点目なんですけれども、PR活動についての答弁で、最後に町長は、実施されるものという風におっしゃっておりますね。北海道が行う事業であるから、それは当町もそれに倣って行うんだという感じに受け取られる文章の回答だと思うんですね。私もへそ曲がってるからそういう風に思うんですけれども、当町として、どの程度この事業をやることによって効果を得られるものなのかというのが、ちょっとこの回答では私理解できなかったんです。ですから、当町として、この事業に参画するメリットというのはどこにあるんだろうかと。また、今まで単独、あるいは広域で活動してきているということに付け加えて、今回のこの支援事業というんですか。その事業は1つのパーツを増やすだけのものなのか、そういう位置付けで決めているのか、考えたいなと、教えていただきたいなと思います。

それと、4点目なんですけれども、まず1年その支援金の設定で、例えば支援金の額もあるんですけれども、誓約書を書いてもらうと。ところが、当町に来て何らかの理由で永住が出来なくなった場合。こういうことも考えられるわけなんですけれども、最低ではどの程度の期間というか時間を、定住なり継続就業したと認めるものになってくるのかということなんですよ。何年ぐらいいてくれたら、それはもう移住してくれたと。定住じゃなくて移住してくれたというような判断で支援金を戻さなくてもいいとか、戻してくれとかっていう話は当然出てくると思うんですね。その辺どう考えているのかお聞かせ願いたいなと思います。

5点目はなくて、3問目になるんですけれども、6点目として、定住に対する方向性で、町長は新たな養殖産業の創出と述べられていますよね。今、中学生、高校生の方々。もう地元には本当は残ってもらって、地元で魅力を感じて、地元で仕事してもらいたいというのが私の考え方なんですけれども、そんなこと言ったら、さっきも言ったように、やっぱり仕事を探しに東京に行きます。また、東京のテレビ等で、あのぐらい華やかな東京の姿を見れば、1回自分もその場所に身を投じてみたいという気持ちも分からないでもない。けれども、その中学生、高校生の方々が、それはそれ、遊びは遊び、働く場所は働く場所という割り切ったものの考え方が出来るような、やはりこの環境整備というのが私は必要でないのかなと思うんです。そのためには、どうしたらいいのかと。やはりその若い方々、中学生、高校生。標準を高校生としましょうか。その高校生の方々が東京なり都会なりに行かなくても、その魅力を十分感じ取れて、自分の住み慣れたこの町で仕事はするけれども、都会の情報なり色んなやり取りの情報は得ることが出来るというような環境整備も、またこれから必要になってくるんじゃないのかなと思うんですね。であれば、もう今から色んな面で検討していかなくちゃならないと思うんですけれども、その辺含めて、どうなのかお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

大変難しい問題ではありますが、私は、今回の移住・定住というのは2つの要素があるんだと思っています、これまでなかなか町の場合、移住に力点を置いた政策を打っているかという、私はちょっと違うだろうと。今までは福島に住んでいる方々にさらに定住をしていただきたいとか、そういったところに力を置いてやってきたというのが実情ではないのかなと。定住促進住宅についても、例えば住宅に住んでいた方々に、家を建てて福島に長く住んでいただきたい。住宅に住んでいる状況の中では、町外に出て行く可能性もあるわけです。ただ、やはり家を建てることによって、最後まで福島に住んでいただくという形になるんだと思います。また、担い手に関しても、漁業者の場合、今回は組合員の取得について支援をすると。親子2代でやっていたものであれば、親御さんについては組合資格あるけど、後継者についてはないという状況の中で、なるべく後継者についても長く福島で漁業をやっていただく。そして、農業については、本当に新規就業者なり色んな形で、まずは農業に取り組む。農業関係が厳しい状況の中で、3年間しっかり生活を支えるための制度を作らせていただいたということで、どちらかと言うと、定住促進に向けた取り組みが主ではなかったのかなと。

ただ、移住に関してになりますと、今度、色んな形があるんだと思います。私が好きで議会の中でよく言いますけど、人生の楽園ではないですけど、一定程度、都会の方で働いて定年を迎える。定年ちょっと前になって、今度は自分の趣味を生かしながら田舎暮らしをしたいという方が1つ。あとはもう1つ、若い人方でやはり都会で暮らして仕事を求めるんじゃないくて、ゆったりとした自然、故郷もあるでしょうし、まったく別な場所もあるでしょうけど、田舎に回避する形で仕事をしながらやっていくと。ただ、やはりそれにつけても、移住にあたっては、そこで生活をしていくという生活力がなければ私は厳しいんだと思っています。当然、若い人であれば、そこに仕事場、稼ぐ場所がなければ厳しいんだと思っています。その人に才覚があって、今は情報社会でありますので、ここに仕事が無くてテレワークだとか色んな形でネットを使ったり、色んなパソコンを使って商売を出来る方であれば問題は無いかと思いますけれども、ただ、やはりどちらかと言うと、地元で仕事をしながら生活していくというのが一般的であります。そういった時に、じゃあ我々として、主力となる水産業の中で、例えばそういった人が福島で漁業をやりたいんだといった時に、今、主力となる養殖昆布をじゃあ若い人達に、はい分かりましたとすぐ提供できるという状況にはなっていないんですよ。どちらかと言うと、親御さんがやっていて、その跡を若い人が継いだということは出来ます。ただ、新しい人が、まったく私素人なんですけど漁業をやりたいんだといった時に、じゃあ3年かけて我々が養殖昆布を応援しましょうという体制は、今の海面の状況を考えると不可能であります。そういったことをやはりこれから、先ほど新たな産業、養殖というのは、そこにも視点があるのかなと。今の養殖昆布とはまったく別な視点で、新たに稼げる、1億なり2億を稼げる場所が海の中に提供できれば、そういった新たにチャレンジする方々にも提供ができるんだという風に思っていますので、まずはそういったことを我々としてもしっかりと関係者と議論をしながらやっていかなければ、先ほど言いました、道の方でやっている移住支援金についても、登録はいたしますけれども、じゃあ地元でそういった支援企業がなければ、なかなかこれも成立しないことではあるんだなという風に、私しっかり制度を熟知していませんので、間違いあれば、うちの担当の方から整理をさせていただきたいと思いますので、そういったところにトータル的なものもなければ、なかなかこの制度に乗っかって、町に対してのメリットは薄いんだと思っていますので、そういったところもこれから整備をしながらやっていきたいと思っています。

それとあと、先ほど言いました、その定住の定義でありますけれども、我々が奨励金でもやりましたけれども、この制度は確か5年以内。5年住んでれば定住と見なすという定義が確かあるんだという風に思っていますので、そのところは多分、我々と同じような考えを持ってやられているんだと思います。また間違いがあれば、うちの担当の方から指摘をさせていただきたいと思います。

私の方から、そういう形でトータル的に細かいところを抜きにして、これから我々がその移住なり色んな形をやっていく中で、そういったところを整備していかなければ、若い人達を都会から受け入れるということとはなかなか難しいんじゃないのかなという風に思っていますので、そのところは皆さんの知恵をいただきながら、行政としてもやっていきたいと思っています。

それと、IT環境の関係ですけれども、たまたまこの前、NTTの支社長が来て、今、我々まさに岩

部を売ろうとしている中、そして、そこについては都会から色んな全国から多くの方、海外も含めて来るようになっていきますので、まずはそういったものが必須でありますので、是非ということのお願いをさせていただきました。それとまた、千軒の衛生センター含めて、環境がなっていないという状況もありますので、我々、色んな広域行政をやっていく中で、そのところがまったくそういった環境が無いというのもおかしいのではないのかなということで、特に私の方から強くその2箇所について、なんとか早めにお願ひしたいということの要請をさせていただいたところであります。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

定住された方はじゃあ何人なんだということなんですけれども、家族も含めて定住されたという風に捉えてはございますけれども、そこまでの人数が今私の手元の中にございませんので、こちらの部分につきましては、少しお時間をいただいて、お知らせをしていきたいと思ひます。

それと、PRの関係でございますけれども、求人をしている企業とのマッチングサイト。こういったところで求人を求めて、求職をしながら北海道に移住をしていただくというサイトがございますので、そのところを活用しながらPRも図っていききたいと思ひてござひますし、今回このUIJの支援の事業の部分につきましては、この後やられます補正の部分にもありますけれども、補正予算が通りましたら、10月号の広報で町内の事業者さん向けに、こういった対象となる法人、企業に募集してみませんかという形で、そういったものを町内の事業者さん向けにPRをしていきたいという風には考えてござひます。

それで、この支援金でござひますけれども、平沼議員もご指摘になりましたけれども、返還要件がやっぱりござひまして、基本は全額返還の場合につきまして、3年未満に市町村から転出した場合は全額返還をしていただくと。それと、せっかくその企業に就職したんですけれども、住所はあるんですけれども、1年目に企業を辞めてしまった場合だとか、こういった場合については全額を返還していただく。半額の返還につきましては、3年以上5年以内に市町村から転出した場合、こういった場合については返還の対象になりますよという定めがござひますので、こういったものにつきましては、先ほども回答申し上げましたけれども、交付要項で対応してまいりたいという風に考えてござひます。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時08分）

（再開 14時20分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

先ほど平沼議員から定住された人数はどうなんだということで、例えば福島町に町外から移住して、転入されて定住に繋がった方がいるかということになれば、企画の窓口を通して、そういった方がいるかということになると、実績はないという状況でござひます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

大変良い休憩時間で、私も大分血圧が下がって冷静な質問が出来るようになろうかと思ひます。それはそれで、1点目から6点目、それぞれこれからやっぱり行政も議会も、また、町民含めて協議していきかなきゃならないと。このように思ひます。町長のおっしゃるように、本当に定住していただくための、地元の方が定住していただくための定住の施策。これも本当に最も大事なことだと思ひます。ただ、今回この一般質問させていただくにあって、この北海道の支援事業、なぜ東京なのかと。なぜ地域を限定して、そこに打ち込んでくるのかというのがちょっと分からないので、色々調べました。その中で、やはり東京一極集中に対する東京の人口吸い込みというか、今回、ブラックホールという言葉を使わせていただ

きましたけれども、世界各国の望遠鏡を一点に集めて、地球を1つの望遠鏡として、ようやくアインシュタインの言っていた想定ブラックホールというのが映像化されたわけなんですけれども、その映像化されたブラックホールからなんと光も出てるんじゃないのかなということも出されております。ですから、今、東京にどんどん若者が集中していくけれども、その中からは是非その地方に勢いのある光り輝く人達が出てくれればなど。それを受ける受け皿もまた必要でないのかなと。そういう受け皿をやはり町長、また、行政の皆さんが積極的に国なり道なりにアンテナを張って、活用できるものは活用してもらうように努力していてももらえればなど。このように思います。

けれども、先ほど町長も、地元に住住してもらうための定住施策というか、それは本当に大事なことだと思います。なんて言ったら来てもらう母体、また、住む母体の福島町が将来的にどうなんだというところをきっちり考えていかなきゃならない。それで、突然、遡った話するんですけど、2018年の3月31日の北海道新聞に、2045年に人口減少率が大きい自治体ということで、福島町が減少率で70.1パーセント。その71パーセントから算出される人口が1,324人という記事が出ておりました。これはもう大変ショックで、まったく失礼と言え、根拠があるから失礼とも言えないんでしょうけれども、今まで我が福島町が色々努力しているというものを、まだ数字だけでこういう風に表しているということなんですけれども、やはり火のない所に煙は立たないよと。それなりに根拠はあるだろうということだと思うんです。それなりに福島町も、木古内町なり松前町も、若干資料を見させてもらうと、知内町はまだ人口減少率というのは緩やからしいんですけども、だんだん行政として力が弱まってくる、職員の数もだんだん少なくなってくる。そして、サービスをしたくても出来なくなってくる。そういうフルセットの行政スタイルがだんだん厳しくなってくるという状況も考えられてくるんですよ。その中で、広域行政なり一部組合なりをやっておりますけれども、その福島町の将来を見据えた時に、これは福島町ばかりではないと思うんですけども、やはりそこを何とかしていかなきゃならないぞと。単町だけではもうきついんじゃないのかという考えを、昭和の合併、平成の合併じゃないですけども、平成の合併はしないで、それなりに交付金で自立性を高めてきたわけなんですけれども、もう絶対的に人数も少なくなった時に、もっと広域的な考え方を、メリット・デメリットを考えながら、その町に住む、定住して下さる方々のサービス体系を低下させないということを目的に考えていかなきゃならないと思うんです。

先ほど2025年問題も出てきましたけれども、今、国では自治体戦略2040構想研究会というのを2017年10月に立ち上げて、第1次の協議会というか、その研究会の報告が2018年4月、それから2回目の報告会が先々月の7月に公表されておりました。その中で、やはり単独ではちょっとじゃないですね、もう。自治体が生き残れないということはないと思うんですけども、今まで求めていた、また、提供していたサービスが、職員の数も減る、労力は増えるという状況の中で無理だということを言わざるを得なくなってくる。それを今、検討しているわけなんですよね。だから、その各自治体を一緒にしなさいとか、そういうことではないと思うんです。ただ、その研究会に対して、やはり福島町もこの自治体戦略の2040と言うんでしょうかね、この構想研究会。これはもう今からあと20年後、私はここにはいないでしょう。ここの空気も吸っていないと思います。おそらく笑っている皆さんも厳しいと思いますよ。ですから、例えば今の役場職員の中で、若い職員の人達、係長クラスの方々に、この2040の構想研究について、今からもう真剣に考えていかないと駄目なんじゃないのかなという気がするんです。これは今のこの定住・移住からちょっと外れているのは十分承知して喋っているわけなんですけれども、どうでしょうか、町長。そういう直轄の諮問的なプロジェクトチームみたいなのを、突拍子もない考え方が出てくるかもしれません。けれども、これを考えないと生き残ってはいけないという危機感を持ちながら、今からたった20年後ですよ。あつという間だと思うんです。ただ、20年の経った時に、だからどうなんだということにはなるでしょうけれども、その20年後を目標にして、その目標になるために今からどういう準備をしていかなきゃならないかという20年後の目標設定をして、その中でものを考えていくという発想が必要なプロジェクトチームみたいなんです。格好よく喋ればプロジェクトチームなんですけど、そういう諮問会議を立ち上げてはどうでしょうか。その中で移住も定住も検討していくというような考えでどうでしょうか。答えがよろしければ再質問しません。まだ私が言いたいと思うなら、また再質問させていただきますけれども、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員と私は同級生でありますので、2040年、色んな形で多分対応することになるんだと思っています。平沼議員おっしゃるとおり、本当に今、我々が機会ある毎に国の中央へ上京した時に、色んな話を国の方の役人から聞くことがございますし、また、まさに今の2040年問題については、本当に先般も厚生省の勉強会の時に参加をさせていただいて、東大の名誉教授をやった大森先生がそのところを提言してございます。それは相当、総務省の事務官的な方々が中心になって、色濃く反映しているということの話も提言としてありました。ただ、そのところは、先生はそうではないんじゃないのかなという話も少ししています。ただ、その中で総じて言われるのは、やはり人口減少問題が、高齢化が多分ピークになる時期を境として、これから地方自治体がどうあるべきかということが、もう一度問われる時期が来るんだということをよく言葉にしております。平成の大合併のような形にはならないだろうと。国は、やはり平成の大合併について成功したという意識は持っていないくて、少し違った形でこれからは推移をするんじゃないのかなと。今まさに本当に、どちらかと言うと、町村間が連携をしながら広域で事務を担っていかなければ、なかなか難しい時代が来るんじゃないのかなという形。だから、例えば都道府県、例えば市町村の単位を今までは二層式でやっていましたけれども、その圏域も少し垣根を取り払う、また、渡島・檜山という圏域も払うとか、色んな形でこれからはあるんだと思っています。私もまさにその危機感は常に抱いている1人でありますので、広域の管理者をやらせていただいている中で、広域の3町の首長さん方と副町長含めて色々と提言させていただいているのは、今やっている広域の枠を超えて、例えば高校の存続だったり、病院の存続だったり、そういったものでますます幅は広がっていくし、エリアも広がっていくんだだろうと。それに備える時期にもう来ているんじゃないのかなということを、時々提言をさせていただいております。まさに平沼議員の提言あるように、本当に町においても、そこにしっかり危機感を持った中で、これから10年、20年、行政として生きていく職員の方々が、やはりそういった危機感を持って、早め早めの議論も必要でありますし、国はまさに今、2040年構想研究会戦略構想ですか。その中でも20年後の先を見据えて、今、来年辺りからも着々とそういったことを提言の具体さを表すような発言を総務省の方々はしてございますので、多分、来年辺りから早晩そういった動きが平成の合併の時と同じような形で出てくるんだという風に思っておりますので、それが多分、極端にいくと東京オリンピックが終わった辺りから、まさにそういったことが現実味を帯びてきますし、当然、その2020年の東京オリンピックが終わった辺りから日本の経済もかなり変化を示してくると私は思っておりますので、そういった意味では、なるべく国の情報を早めにキャッチし、我々、機会ある毎にそういった会合に出させていただいておりますので、私も常にそういった情報を職員の方にも発信するように心掛けておりますので、またそういった形の中で、なるべく先人が築いてきたこの福島を令和の時代も繋いでいく。私の所信表明にもありますとおり、我々は責務を任せられておりますので、そういった意味でも、しっかりと行政としての今後の在り方を皆さんと議論をしながら、なるべく先を見た議論が出来るような体制を職員とともにやっていきたいし、また、四町という広域連携という組織もありますので、そういった中で、従来も一度、私、財政やった頃ですかね。当時の広域にしかけたことがありますけれども、まだまだその時はあまり危機感もなく、なかなか職員から良い提言も出なくて、あまり進まなかったという記憶をしている1人でもありますので、そのところをしっかりと今後この福島を繋いでいくために、こういった体制が良いのかということを皆さんの意見をいただきながら、しっかりと捉えていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時35分）

（再開 14時37分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第19号 福島町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

議案と説明資料2をご用意願います。

議案の1ページをお願いします。

議案第19号 福島町森林環境譲与税基金条例の制定について。

福島町森林環境譲与税基金条例を次のとおり定める。

令和元年9月18日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、議案説明資料2で説明いたします。

説明資料の1ページをお願いします。

議案第19号 福島町森林環境譲与税基金条例の制定について。

1、条例制定の目的について。

森林環境譲与税の創設に伴い、国から交付される当該譲与税を基金として積立てて、町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、福島町森林環境譲与税基金を設置します。

2、条例の主な内容について。

（1）第1条、設置目的。

町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため設置する。

（2）第2条、積立。

国から福島町に譲与される森林環境譲与税の額を基金へ積み立てる。

（3）第3条から第7条は、基金の管理や運用益の処理及び処分方法などを規定しております。

3、基金の積み立てに要する予算について。

基金の積み立ては、国から交付される当該譲与税の全額を積み立てるものとします。

4、基金の処分について。

基金の処分については、次に掲げる事業に充てるものとします。

（1）間伐等の森林整備事業。

（2）人材育成及び担い手対策事業。

（3）木材利用促進事業。

（4）普及啓発事業。

5、施行期日について。

この条例は、公布の日から施行します。

以上で、福島町森林環境譲与税基金条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

説明資料の2の1ページの部分なんですけど、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要するとなっているんですけど、この下の4の（4）ですね。普及啓発事業と書いているんですけど、この啓発というところが、意味としては、より高い認識を示し理解に導くこととなっているんですよ、言葉としては。それで、この言葉とこの文章がちょっと理解できないんですが、その辺の説明お願いできますか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時42分）

（再開 14時43分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第19号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第19号は可決いたしました。

◎議案第20号 福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第20号 福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

それでは、議案の3ページをお開き願います。

議案第20号 福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。

福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月18日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、別冊資料で説明いたしますので、説明資料2をご用意願います。

説明資料2の2ページをお開き願います。

議案第20号関係、福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。

1の改正の理由についてでございますが、平成31年4月17日に住民基本台帳施行令などの一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日からの施行に伴い、福島町印鑑の登録及び証明に関する条例

の一部を改正しようとするものであります。

2の改正内容については、社会において旧氏（旧姓）を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくするという観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするための改正のほか、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改めるなど、用語の整理も併せて変更するものであります。

3の施行期日については、令和元年11月5日より施行いたします。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第20号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第20号は可決いたしました。

◎議案第21号 町税条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第21号 町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田啓晃税務課長。

○税務課長（西田啓晃）

議案の7ページをお願いいたします。

議案第21号 町税条例の一部改正について。

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月18日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料2の3ページをお開き願います。

議案第21号関係、町税条例の一部改正について。

1、改正理由について。

地方税法の改正により令和元年10月1日以降、軽自動車税環境性能割に係る賦課徴収は、当分の間市

町村の代わりに道が行うこととなったことから、本年５月会議で町税条例の改正を行いました。一部に改正漏れが判明しましたので、条例の一部を改正しようとするものであります。

２、改正の内容について。

本年５月会議で可決された町税条例の一部改正の第２条中に改正漏れがありましたので、現行条例に次の条文を追加するものであります。

（１）第１５条の３（軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除の特例）。

①当分の間、軽自動車税の環境性能割において、法第４４５条第２項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第８１条の２の規定にかかわらず、道知事が同法第１４８条第２項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める３輪以上の軽自動車とする。

②前項の規定に該当する３輪以上の軽自動車に対して、同法第４４５条第２項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

３、施行期日について。

この条例は、令和元年１０月１日から施行します。

なお、議案の７ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、町税条例の一部改正についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第２１号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第２１号は可決いたしました。

◎議案第２２号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第９ 議案第２２号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

それでは、議案の9ページをお開き願います。

議案第22号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月18日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、別冊資料でご説明いたしますので、説明資料2の4ページをお開き願います。

議案第22号関係、福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

1の改正の理由についてでございますが、10月1日に施行される幼児教育無償化制度に伴う、子ども・子育て支援法の一部改正が本年5月31日に内閣府令として施行されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正したことにより、当該条例がこの基準と同様の規定としていることから、省令に準じた改正をするものであります。

2の改正内容について。

(1) 題名・目次関係については、従来、子どものための教育・保育給付費の認定と新設される子育てのための施設等利用給付の認定と区別するために、題名内に新たに特定子ども・子育て支援施設等の運営基準を追加し、目次の章により基準を分けたことにより、従来の「章」を「節」に、「節」を「款」に変更するものであります。

(2) 第2条9号、10号、11号、18号関係については、認定区分の名称の変更により、第2条11号の次に5号を加え、特定教育・保育施設では、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、追加された5号のうち特定地域型保育事業者の運営基準での名称の変更により「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に変更するものであります。

(3) 第13条関係については、利用者負担額の受領については、満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額へ変更するものであります。

(4) 第13条4項3号関係については、食事の提供については、小学校就学前子どもに対する主食の提供としておりましたが、満3歳以上の教育・保育給付認定子どもの保育料が無償化となったため、保育料の一部として徴収されております副食分の費用について、満3歳以上の教育・保育給付認定子どものうち、教育・保育認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割算定額で判定を行い、副食の提供についても基準を設け費用を徴収するように変更するものであります。

(5) 第42条第2項から第5項及び第8項関係については、特定教育・保育施設の連携において、代替保育、満3歳未満児の引き続きの保育提供が著しく困難な場合、保育の提供の規定を適用しないことができる。ただし、定員が20人以上の施設については、連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。また、保育所型事業所内保育事業については、町長が適当と認める場合、連携施設を確保しないことができる条項の追加であります。

5ページをお開き願います。

(6) 第50条関係については、特定地域型保育事業についての準用条項でありましたが、特定地域型保育事業者及び特定地域型保育についても準用することとし、これに伴う条項内容の整理となっております。

(7) 第51条第3項関係については、特別利用地域型保育について本章で規定を適用しておりましたが、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費についても適用とし、これに伴う条項整理となっております。

(8) 第2章の追加について（第53条から第61条関係）は、特例子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準について、趣旨、教育保育その他の子ども・子育ての提供の記録、利用料及び特定費用の額

の受領、領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・法定代理受領の場合の読替え、施設等利用給付認定保護者に関する町への通知、秘密保持等、記録の整備について、条項を追加するものであります。

(9) 附則第3条の削除については、附則第3条施設型給付費等に関する経過措置について削除しております。

(10) 附則第5条については、特定地域型保育事業者の連携施設を確保しないことができる経過措置期間を「5年」から「10年」に変更するものであります。

3、施行期日については、令和元年10月1日より施行いたします。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第22号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第22号は可決いたしました。

◎議案第23号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第23号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の43ページをお開き願います。

議案第23号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について。

福島町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月18日提出、福島町長。

内容については、資料2で説明いたします。

資料2の6ページをお開き願います。

議案第23号関係、福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について。

1、改正の理由について。

消費税については、令和元年10月1日に現行の8パーセントから10パーセントに2パーセント引き上げることとされており、道路占用料のうち占有期間が1カ月に満たない場合の占用料は消費税の課税対象となることから、関連する部分を改正するものであります。

2、改正の内容について。

条例では、道路占用料の占有期間が1カ月未満のものについては、占有期間で割り返した占用料に対し「100分の108を乗じて得た額」となっておりますが、これを「100分の110を乗じて得た額」に改正するものであります。

3、施行期日について。

この条例は、令和元年10月1日から施行いたします。

なお、議案の43ページに条例改正の全文を掲載しております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第23号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第23号は可決いたしました。

◎議案第24号 福島町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第24号 福島町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

議案の45ページをお開き願います。

議案第24号 福島町水道事業給水条例の一部改正について。

福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月18日提出、福島町長。

内容については、資料2で説明いたします。

資料2の7ページをお開きください。

議案第24号関係、福島町水道事業給水条例の一部改正について。

1、改正の理由について。

消費税については、令和元年10月1日に現行の8パーセントから10パーセントに、2パーセント引き上げることとされており、水道事業会計についても課税団体であることから関連する部分を改正するものです。

また、指定給水工事事業者制度の変更に伴う改正については、給水装置工事を施行することはできると認められた事業者について、これまでは指定の更新制度が無かったために、一度指定を受けると事業者の現在の実態把握ができない問題があるため、国において5年ごとの指定の更新を義務付けたことを受け関連する部分を改正するものであります。

2、改正の内容について。

(1) 消費税の変更に伴う改正。

条例では、消費税率の記載箇所として「町長が施行する給水工事の工事費」、「基本料金と超過料金」、「月の途中において水道の使用の開始及び廃止の料金」、「水道メーターの使用料」があり、その記載内容としては、金額や料金に対し「100分の108を乗じて得た額」としておりましたが、これを消費税率の変更に都度対応できるよう、金額や料金に対し「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加算した額」に改正するものであります。

(2) 指定給水装置工事事業者制度の変更に伴う改正。

第7条では、給水装置工事の施行について、指定給水装置工事事業者が施行できる旨説明しておりますが、これに「(法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。)」を追加し、5年ごとの更新を受けなければ指定の効力を失うことを明記いたします。

3、施行期日について。

この条例は、令和元年10月1日から施行いたします。

なお、議案の45ページに条例改正の全文を掲載しております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第24号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第24号は可決いたしました。

◎議案第25号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

○議長(溝部幸基)

日程第12 議案第25号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長(紙谷一)

議案の47ページをお開きください。

議案第25号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について。

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月18日提出、福島町長。

内容については、資料2で説明いたします。

資料2の8ページをお開きください。

議案第25号関係、福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について。

1、改正の理由について。

水道法における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の要件については、学校教育法により、大学等卒業者の規定があり、大学等卒業者には短期大学を卒業した者も含まれることとされてきました。

今般の学校教育法の一部を改正する法律により、本年4月から専門職大学が創設されたことに伴い、専門職大学における前期課程の修了者は、短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとされました。しかし、現行の規定のままでは、「修了者」は「卒業者」ではないため、短期大学の卒業者と同等の教育水準に達しているに関わらず、当該資格要件を満たさないこととなります。このため、専門職大学の前期課程の修了者が短期大学の卒業者と同様に資格要件を満たすこととなるよう所要の改正を行うものです。

また、国において技術士の資格等を定めている技術士施行規則の一部改正に伴い、技術士試験科目の統合が行われ、それにより当条例の関連部分についても改正するものであります。

2、改正の内容について。

(1) 学校教育法の一部改正に伴う改正。

現行の条文内の(布設工事監督者の資格)及び(水道技術管理者の資格)の該当部分に、専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を追加するものであります。

(2) 技術士法施行規則の一部改正に伴う改正。

技術士第2次試験の選択科目である「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合されることにより、第3条第8項括弧内の「水道環境」を削除するものであります。

3、施行期日について。

この条例は、令和元年10月1日から施行いたします。

なお、議案の47ページに条例改正の全文を掲載しております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第25号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第25号は可決いたしました。

◎議案第26号 第5次福島町総合計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第26号 第5次福島町総合計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の51ページをお開きください。

議案第26号 第5次福島町総合計画の変更について。

第5次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年9月18日提出、福島町長。

第5次総合計画（令和元年度9月改定版）、前期実施計画・展望計画でございます。

議案の52ページから55ページにつきましては、計画の変更前と変更後の対照表となっております。

内容の説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊2議案説明資料の9ページをお開きください。

議案第26号関係、第5次福島町総合計画の変更について。

1、変更の目的について。

平成30年度定例会3月会議において議決された本計画について、令和元年度の事業内容に変更が生じたため、第5次福島町総合計画における前期実施計画の一部を変更するものであります。

2、前期実施計画の変更について。

前期実施計画につきましては、事業件数が156件、事業費総額50億7,735万円となっているものに、新規事業を1件、事業費が100万円を増額、変更の生じた4事業に係る事業費を6,660万円増額し、総事業費を51億4,495万円に変更するものであります。

なお、財源の主な内訳につきましては、国・道支出金が70万円の増額、地方債が1,910万円の増額、その他財源が4,930万円の増額、一般財源が150万円の減額となるものでございます。

(1) 総事業費等の変更につきましては、ただいま説明した内容を表にしたものでございますので、ご確認を願いたいと思います。

次のページをお願いいたします。

(2) 変更区分の概要についてでございます。

①新規に登載となった事業、②事業費等に変更が生じた事業、③事業費等に変更がない事業、それぞれの変更理由ごとに整理した内容となっておりますので、ご確認願えればと思います。

次のページでございます。

(3) 施策体系別の変更について。

基本方向の項目別における変更内容に整理したものでございますので、ご確認を願いたいと思います。

次のページをお願いいたします。

(4) 事業費等に変更が生じた事業について、内容の説明をいたします。

まず、事業名が、コンブ養殖係留ブロック設置事業でございます。変更の内容につきましては、昆布プロジェクトの推進を図るとともに、漁獲制限の影響が大きいマグロ漁業者に対する代替漁業の創出を目的としたコンブ養殖施設の新設に伴う事業費の追加でございまして、総事業費が1,310万円増額となるものでございます。

次の欄の福島町がんばる地元企業等応援事業でございます。変更の内容につきましては、施設投資助成金の助成見込額の増加によるものでございまして、当初4千万円のところ8,500万円に増額するものでございます。総事業費がこれによりまして4,500万円の増となるものでございます。

次の定住促進住宅整備事業でございます。変更の内容につきましては、町有地の適正管理並びに交通安全対策のための造成費用の追加でございまして、町道に面している窪地部分を造成するものでございます。これによりまして、総事業費が430万円の増となるものでございます。

次の空き家対策支援事業でございます。変更の内容につきましては、補助見込件数の増加によるものでございまして、10件分見込んでいたものを17件分の見込みとするものでございます。これによって総事業費が420万円の増となるものでございます。

事業費に変更が生じた事業につきましては、変更後の総事業費が6億130万円で6,660万円の増、国・道支出金が2,730万円で、増減はございません。地方債が1億530万円で1,910万円の増、その他が4億1,510万円で4,930万円の増、一般財源が5,360万円で180万円の減となるものでございます。

次のページをお願いします。

新規に登載となった事業についてでございますけれども、こちらにつきましては、同じ資料の32ページですね。政策等調書・総合計画事業進行管理表。こちらの方でご説明をいたしますので、32ページをお開きください。

事業計画名が、UIJターン新規就業支援事業でございます。

現状の認識でございますけれども、人口減少のスピードを緩やかにするため、移住・定住を促進する必要があります。

政策等の発生源につきましては、対象でございますが、東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、5年以上東京23区への通勤をしていた方。東京圏につきましては、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を指すものでございます。

意図としましては、北海道との協働により、東京圏から移住して就業又は起業しようとして転入・定着した者に対し、移住支援金を支給することにより、移住・定住を促進し、人口減少のスピードを緩やかにするものでございます。

事業主体につきましては、北海道とは連携しますが、支援金の支給につきましては、事業主体は福島町となるものでございます。

中段の事業計画でございますけれども、移住支援金の交付としまして100万円でございます。こちら単身世帯について60万円、二人以上の世帯について100万円を交付するものでございます。令和元年度に100万円を計上してございます。

財源の内訳につきましては、道支出金で70万円、一般財源が30万円となるものでございます。
道支出金の内訳につきましては、UIJターン新規就業支援事業補助金として、北海道から交付されるものでございます。

説明資料の13ページの方にお戻りください。

(5)の新規に登載となった事業につきましては1件で、総事業費につきましては100万円、財源内訳はただ今ご説明したとおりでございます。

第5次福島町総合計画の変更につきましては、9月2日、13名の委員の出席により、総合計画審議会を開催し、ただ今ご説明しました変更の内容、新規事業の内容について承認を得られているものでありますので、申し添えます。

以上で、第5次福島町総合計画の変更について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

昆布の係留ブロック10セットですけれども、これはマグロ漁業者の方、1人1セットという考え方でいいのでしょうか。それとも、1人で可能であれば複数のセットの場所を使ってもいいのか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

1人1セットということではなく、マグロ漁業や漁船漁業をしている人達がグループになって、一緒にやってもらうような漁業協同組合との協議をしているところであります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

それで、この10セットで大体何トンぐらいの食べる昆布用の昆布を生産できる予定なのか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

色々計算方法がございます。今、養殖漁業者が出汁昆布を作るような作り方でいきますと、60トン弱になりますけれども、今、北海シーウィードで作っている物は間引きコンブを利用しておりますので、1株当たり25枚なり30枚を付けますと大体60トンぐらい。ですから、これからどの昆布を作っていくかにもよりますけれども、乾燥させない生で出荷する昆布としては60トンから70トンぐらい生産できると思っております。

○議長（溝部幸基）

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

補正で出てくると思って黙っていたんですけども、ここで今、話出ましたからやります。補正で出てくるんでしょう。その時やります。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

これはマグロを獲っている漁師さんということですが、何人でやる予定ですか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

マグロ延縄部会は全部で12人おりますけれども、その中で6人の方はもう養殖漁業と兼業しております。残り6人の人が養殖昆布をやっていない方達ですので、今、その人達の中で漁業協同組合の方で調整を取っているところです。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

さっき収入というか、60トンということですが、1人当たり50万ぐらいの収益が妥当なのかどうか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

北海シーウィードの方では、今、間引きコンブを購入している価格で買ってもらうようお願いしておりますので、単純に生産量としては60トン掛けるキロ50円で良いんですけども、それに経費がかかっていくと思います。ですから、その経費、ガソリン代だったり、フロートとか色々漁業資材かかっていきますので、その分を差し引いた分が漁業者さん1人当たりに配分される金額になると思います。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

町の方でブロックを設置してくれるということではありますが、漁業者としての持ち出しはどういうものでしょうか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

漁業者として持ち出すのか、漁業協同組合として持ち出すのか、その辺はまだ詰めていない部分があります。役割として、福島町としてはコンブ養殖の基本的なセットを造りますということです。どれぐらいの経費がかかるとか、漁業者さんの負担になるのか、組合が負担するのか、まだそこまで詰めていない部分があります。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

同じ部分なんですけど、代替の部分で、この選定理由なんですけど、塩釜に5ブロック、日向に5ブロックということなんですけども、この選定理由を教えてください。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

藤山議員ご存知のとおり、養殖昆布については区画漁業権内でなければ行うことができません。それで、塩釜地区の方。今、塩釜から浦和地区の区画漁業権内で空いている所が、後ろの方に図面ありますけれども、塩釜の沖の部分。それと、白符から日向にかけての区画漁業権で空いている部分が大体幕舞の沖ぐらいの部分が空いている区画漁業権になりますので、この2カ所でしかやる場所がないということで選定しております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

マグロのこの今までやっていて代替の部分の方が塩釜地区と日向地区におられるという形でいいんですかね。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

現実的には、吉岡地区の方々になると思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

もう1点、定住の方で課長にお伺いしますけれども、変更前の300万円の内容をお伺いしたいです。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

300万円につきましては、こちら当初予算の内容になってございまして、土地購入の費用でございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

定住促進のところで、当初予算で角の所の土地を300万円で購入しますよと。そういうのがあったわけですね。そういう購入の話の時に、一緒にこの窪地の所の費用というのは考えなかったんでしょうか。今、これが今回出てきた最大の理由というのは何なのかお伺いしたいですね。

○議長（溝部幸基）

工藤泰総務課長。

○総務課長（工藤泰）

土地の取得は総務の方で担当してまして、当初は土地だけ買って、造成は一括でやろうという予定で、当初予算には土地の購入だけ出しました。ただ、あそこは角地で十字路になっていまして、交通安全上もちょっと窪地で危ないというのもありました。当初から分かっていたのかわかると言われると、それは想定にあったんですけど、当初は土地の購入だけで、そこを先に埋めることによって、交通安全上も安全に通行できる、あるいはまた冬場の除雪の堆雪にも使えるのかなという形で、先行して今回窪地を埋めていきたいということで予算計上してございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

9 番平野隆雄副議長。

○9 番（平野隆雄）

先ほどの養殖昆布の関係。この後、補正もありますよね。それで、中身について何かまだきちんと分かっていないようなお話をさっきしているんですが、もう少しきちんと分かった段階で予算を出してきてもらわないと困りますよね。例えば、何人でやって60トンとか70トンとか、その金額も分からないというか、何と言いますか、50円。そういうものもきちんとある程度出してこないと分からないと思いますよね。この2の図面も、塩釜と日向地区も見た感じは、片方大きくて、片方小さいんですね。これは同じだけのブロックより入りませんよね。その辺も分からないと言いますか、もう一回分かるようにお願いします。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

漁業者何名やるか、金額いくらかかるか、経費いくらかかるか、その辺詰めていない部分は確かにあります。目的としましては、今年、北海シーウィードの目標に達しなかった理由の1つとして、5月中旬以降、20日以降から6月にかけての原料不足というものが1つの大きな原因でありました。それを解消するために急遽、漁業協同組合と株式会社ヤマザキの方と協議して決まったことで、それぞれの役割の中で

やりましょうという話がありました。その中で、町として出来る事としては、養殖昆布の施設整備をします。漁業協同組合の出来る事として、それを適切に管理してもらいますというようなことを話しをしました。そして、この時期に補正も挙げておりますけれども、この時期になぜかということになりますと、来年の収穫に間に合わせたいという时期的なものもありまして、昆布の種苗糸、ロープに種付けする時期が11月下旬から12月上旬になります。その時期に間に合わせたいという気持ちがありまして、色々役割分担の中で町の役割として、この時期に今回挙げたことになります。

それと、図面の方の施設位置ですが、これは設置箇所を詳細に示したのではなく、塩釜の方は昔、定置網漁業をやっていた所の空いている場所を示しています。それと、日向地区は、この区間に150メートルの整備をすると。その詳細な箇所ではなくてエリアを示した形になっておりますので、図面のこの大きさが違うようになっております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

その役割分担も分からないわけでもないけれども、もう9月の末ですよ。もう10月に入ってしまう。だんだん今度、時化早くなる、ブロックも入れなきゃない。そういう風なことからすると、この今の時期で大丈夫なのかと心配するわけですよ。

それと、なお且つ一番の問題は、そのマグロ漁師さんと話が付いても、先ほど来、一般質問の関係でシーウィードの関係。これはかなりの量が足りませんよね。足りませんか、先ほどの答弁。500トンに対して、計算すると57パーセントより今年も去年も獲ってないんですよ。半分ちょっとですよ。計画は500トンあるのに285トンよりないわけだ。これはとんでもなく足りないと思いますよね。ヤマザキさんはこれで良しとしますかね。今、ブロック10個で60トンくらいありますよね。それでも全然足りないわけですよ。予算の中で質問した方が良いのかも分かりませんが。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 15時36分）

（再開 15時36分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今回の手順については、少し我々も急であったということについては反省をさせていただきます。ただ、議会の方も改選に丁度当たって、我々が議会の開催もなかなか出来なかったということを、まず理解をしていただきたい。そして、もう1つは、先ほど課長申し上げましたとおり、やはり时期的に時間がない中で、今、最大限この9月定例会が最終リミットかなと。ある程度、業者さんの話を聞きながら、副議長おっしゃるとおり、海の仕事になりますので、やはり台船。陸でブロック造る分には問題ないと思いますけど、やはり台船の関係が厳しいのかなということは我々も心配してございますけれども、ある程度、普段やっている業者さんの話も聞きながら、財政の関係の話も聞きながら、なんとかいけるだろうということで、今回提案をさせていただきました。本来であれば、きちんとしてしっかりした計画を持って、常任委員会なり、そういったところに諮りながら開発計画の変更ということでもありますけれども、今回は急遽お願いしたのは、春先にヤマザキさんと言いますか、会長の方とお話をしながら、なかなか先ほど言いましたとおり、今年についても300トンにちょっと行かない中で、そこについては少しお互いに齟齬があったというか、考えにちょっと違いがあったので、そこについてはもう少し能力的に出せるだろうということで、多分その300トンについても若干上積みは出来るだろうと。それで足りない部分については、今、言ったような形の中で、じゃあ施設整備をして、それ専用に出す。そしてまた、时期的にも先ほど言いましたとおり、ヤマザキさんはやはり6月、7月も数量としては欲しいんですけども、なかなか今の体制でやって

いきますと、出汁昆布を生業としていますので、そういった方々が6月20日過ぎになりますと、ほとんどそちらに力点を置きますので、まったく数量が上がらない状況。そして、松前、知内の方の応援もいただいていますけれども、やはりヤマザキさんとしては福島の昆布が大変製品として良いという魅力的なものもありますので、是非そういった期間調整。当然、ヤマザキさんはなるべく工場を稼働する中でも、やはり最低稼働日数というのも民間でありますのできちんと計算してございますので、そういった意味でも6月過ぎても上がるような体制も取っていきたいという思いもありますので、今回の場合は、まずは数量調整が1点。そして、2点目としては、その期間調整。さらには、我々として、今、大変漁業として厳しいマグロのところ、要するに枠の規制の中で資源が回復しつつあるのに、なかなか漁を出来ない中で厳しい状況を少しでもお手伝いを出来ないかということで、今回やらせていただいております。

そして、今回はとりあえず、町は過疎債を使ってやるということをお話しさせていただいておりますけれども、実は道の方と下交渉をございまして、日本海振興対策の中で、道としても地方創生の中で福島の取り組みが模範例になるのかどうかは別にして、今、日本海対策として大変厳しい中で、そういった取り組みも挑戦することについては、できれば補助を採択しながら応援したいという声も聞いてございますので、そういった意味も込めて、ちょっと我々としては、従前もその議会のルールからいくと議会に対して大変すまないなと思っていますけれども、何とか我々としては、今、民間のヤマザキさんが1億円近い投資をした中で、この地で事業が継続できることをまず優先したいということで、今回、急ではありませんが、事業を出させていただきました。それでないと、この前、会長とも色々お話をしましたけれども、会長もしっかりと事業化をしていきたいんだと。それにはやはりしっかり漁業者もそうですけれども、町としても包括連携を結んだ中で協力体制を取っていただきたいという強い思いがありますので、そのところは会長も並々ならぬ思いで来てございます。ただ、そうは言ってもやはり民間でありますので、将来的に商売にならないものまで長くやるということにはなりませんので、我々としては、その危機感をかなり今感じておりますので、是非、漁業者の協力、そしてヤマザキさんの協力を得ながら、これまで使ったこなかった資源を何とか全国に発信できるような体制を取っていきたいということで、今回予算を出させていただきましたので、そのところを何分ご理解をいただきたいという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

意見交換ありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第26号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第26号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 15時42分）

（再開 15時56分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第２７号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第３号）

○議長（溝部幸基）

日程第１４ 議案第２７号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課財政担当参事。

○総務課参事（小鹿一彦）

それでは、議案の５７ページをお開き願います。

議案第２７号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第３号）。

令和元年度福島町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，８０４万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３９億５，３９５万２千円とする。

第２条で、債務負担行為の追加は、「第２表 債務負担行為補正」による。

第３条で、地方債の追加及び変更は、「第３表 地方債補正」による。

令和元年９月１８日提出、福島町長。

まず、第２表債務負担行為の追加について、ご説明いたしますので、６２ページをお開き願います。

№１の６２ページでございます。

第２表、債務負担行為の追加でございます。

内容といたしましては、役場及び支所等の業務用パソコン更新に係る北海道市町村備荒資金組合譲受代金となっております。

まず、事項といたしまして業務用パソコン譲受代金に関する債務負担行為、期間が令和元年度から令和５年度まで、限度額が１，６５０万円としております。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課よりご説明いたします。

次のページをご覧ください。

地方債補正の追加でございます。

起債の目的でコンブ養殖係留ブロック設置事業債で、限度額１，３１０万円で、起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

地方債補正の変更でございます。

起債の目的は橋梁長寿命化事業債で、補正前限度額９２０万円を補正後限度額９６０万円に、次に、耐震性貯水槽整備事業債で、補正前限度額１，１５０万円を補正後８８０万円に、次に、臨時財政対策債で、補正前限度額７，１９５万８千円を補正後限度額６，７２７万３千円と、それぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率は、補正前・補正後とも変更ございません。

引き続き、起債の内容について、ご説明いたしますので、別冊２説明資料の１５ページをお開き願います。

まず、コンブ養殖係留ブロック設置事業債１，３１０万円の追加は、新規事業実施による追加で、起債区分は過疎対策事業債、充当率１００パーセントで、交付税参入率７０パーセントとなっております。

次に、橋梁長寿命化事業債４０万円の補正は、事業費追加による増額で、過疎対策事業債となっております。

次に、耐震性貯水槽整備事業債２７０万円の減額は、国庫補助金確定による地方債の減額で、同じく過疎対策事業債となっております。

次に、臨時財政対策債４６８万５千円の減額は、発行可能算定額確定による減額となっております。

引き続き、歳出のご説明をいたしますので、次のページをお開きください。

一般会計（第３号）の事務事業別説明資料でございます。

説明につきましては、補正額２０万円以上のものについて、ご説明いたしますので、あらかじめご了承

願います。

まず、一番上の2款総務費、1項1目一般管理費、事務事業予算名も同様に257万8千円の追加でございます。主な増減は、旅費の普通旅費で45万円、委託料の電子計算機システム開発委託料で212万8千円の追加であります。内容といたしましては、町長などの出張用務に係る旅費の追加と、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度に関連した給与システムの改修に係る委託料の追加となっております。

次のページをご覧ください。

2段目になります。

17目ふるさと暮らし応援事業費の出産祝金交付事業費で45万円の追加は、当初予算では6月までの出産見込み数により積算しておりましたが、来年2月までの出産見込み数が確定したことによる追加補正となっております。

次のページをお開きください。

19目ががんばる地元企業等応援事業費、事務事業予算名も同様に2千万円の追加でございます。主な増減は、施設投資助成金2千万円の追加で、8月28日現在、相談受付件数78件、申請件数が67件で、これらに係る助成見込額が8,420万円となることから、今回、追加補正するものであります。

次に、20目定住・移住促進事業費の定住促進住宅整備事業費430万円の追加は、平成29年度に購入した定住促進住宅建設用地に隣接しております、町道に面している窪地の造成費用の追加となっております。

その下のU I J新規就業支援事業費は、先ほど総合計画変更でご説明したように、新規事業で100万円の追加でございます。

次のページの2段目になります。

7項財政基金費、1目財政調整基金費、事務事業予算名も同様に3,304万1千円の追加は、積立金で前年度繰越金に係る地方財政法第7条の規定によります2分の1以上の積み立てということで3,300万円の積み立て、その他基金運用利子の積み立てが4万1千円となっております。

21ページをご覧ください。

9目ががんばる地元企業等応援基金費2,001万1千円の追加でございます。先ほどご説明いたしました、がんばる地元企業等応援事業費の財源及び基金運用利子の積み立てとなっております。

1つ飛んで、11目森林環境譲与税基金費、事務事業予算名も同様に209万円の追加は、先ほど議決いただきました森林環境譲与税基金条例に基づき積み立てをするものであります。

次のページをお開きください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の障害者福祉事業費で145万8千円の追加でございます。内容といたしましては、消費税改正に伴う障害者介護給付費の報酬改定などによる障害者福祉システム改修委託料92万7千円の追加、その他は償還金・利子及び割引料で前年度障害者介護給付費の精算に係る国及び道に対する返還金となっております。

次のページの1段目になります。2項児童福祉費、2目児童措置費109万6千円の追加は、児童手当に係る前年度精算による返還金となっております。

1つ飛んで、4款衛生費、1項9目温泉健康保養センター管理運営費223万2千円の追加は、ボイラール等施設の老朽化等により新たな作業が発生していることから、作業シフトの見直しによる管理委託料を追加することと、低温風呂用ろ過器のメンテナンス等、今後の修繕費に不足が見込まれることから追加補正するものであります。

次のページをお開きください。

一番上の2項2目広域事務組合費、事務事業予算名も同様に231万1千円の減額でございます。主な増減は、渡島西部広域事務組合衛生部門の負担金の減額で、按分率変更及び普通交付税確定による負担金の減額となっております。

次に、6款農林水産業費、2項4目熊等による被害対策費で29万3千円の追加は、有害鳥獣駆除作業の軽減を図るためのハンター補助員の確保ができることとなったため、ハンター補助員賃金を追加するものであります。

次に、3項水産業費、2目水産振興費のコンブ養殖係留ブロック設置事業債で1,310万円の追加は、

先ほど総合計画変更でもございましたような内容となっております。

なお、詳細につきましては、この後、図面により担当課より、ご説明いたします。

次に、26ページをお開きください。

8款土木費、2項2目道路維持費、事務事業予算名も同様に160万円の追加は、需用費の修繕費の追加で、町道の維持管理に係る増額となっております。

次に、3目橋梁維持費の橋梁長寿命化事業費で44万円の追加は、委託料で穂内橋外橋梁補修調査設計委託料を976万円減額し、工事請負費で館崎2号橋補修工事費を1,020万円増額するものであります。内容といたしましては、調査委託業務の一部内容変更による入札減等と、館崎2号橋のPCB処理に伴う仮設工作物設置工事費の追加となっております。

次に、4項都市計画費、3目住環境整備事業費の空家等対策支援事業費で120万円の追加であります。空家等除却補助金の申請件数や相談件数から、2件分追加するものであります。

次のページをご覧ください。

5項住宅費、1目住宅管理費の町営住宅整備事業費で180万円の追加でございます。主な増減は、需用費の町営住宅小破修繕費で、町営住宅の維持管理に係る修繕費の追加となっております。

次に、9款消防費、1項2目広域事務組合費270万6千円の減額は、渡島西部広域事務組合消防部門負担金の減額で、地方債補正でご説明いたしました、宮歌地区の耐震性防火水槽新設工事に対する国庫補助金確定による財源繰替が主なものとなっております。

次に、10款教育費、1項1目教育委員会費の福島商業高等学校存続対策費で138万円の追加は、木古内自動車学校閉校に伴う函館市内等の自動車学校への通学に係る交通費の助成金追加となっております。

次のページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費の各学校校舎営繕事業費で67万円の追加は、福島小中学校グラウンドの中学校体育館横の散水栓修繕等に係る追加補正となっております。

次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費20万円の追加は、負担金・補助及び交付金の文化・スポーツ合宿誘致推進事業助成金の追加で、内容といたしましては、中学生によるバスケットボールの合宿が当町で行われることになったことによる助成金の追加補正となっております。

1つ飛んで、12款諸支出金、2項1目繰出金644万4千円の減額は、介護会計で3千円、町立診療所会計で644万1千円、それぞれ減額するものでございます。

次に、13款職員給与費、以下、事務事業予算名まで同様に1,059万3千円の減額は、職員の4月の人事異動及び共済負担金率変更に係る給料及び各種手当共済費の減額補正となっております。

なお、No.1議案の86ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほど参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

それでは、引き続き、歳入をご説明いたしますので、No.1議案の68ページをお開き願います。

1款町税、3項軽自動車税の2目環境性能割19万1千円の追加は、目以下の科目新設で、10月1日の消費税増税に関連した自動車税の見直しによる新設となっております。

次に、2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税209万円の追加も、項以下の科目新設で森林環境譲与税創設に伴う補正となっております。

次に、7款自動車取得税交付金で140万円の減額は、こちらも自動車税見直しに伴い、10月1日より自動車取得税が廃止され、後ほどご説明いたします、環境性能割交付金が新たに創設されることに伴う減額となっております。

次に、8款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金、以下同様に730万円の追加は、こちらも項以下の科目新設で、10月から幼児教育無償化に伴う保育料等の無償化に係る国からの交付金となります。なお、今年度は10月から3月までの半年分の計算となります。

次に、9款地方交付税、1節地方交付税の普通交付税で5,674万8千円の追加でございます。行政報告にもありましたように、7月23日付けで今年度の普通交付税が確定いたしました。交付税は16億4,790万2千円となり、対前年比で584万5千円の増、当初予算との差額5,674万8千円を追加するものであります。

次に、12款国庫支出金、2項2目の民生費国庫補助金、1節の障害者自立支援事業費等補助金76万6千円の追加は、歳出民生費の障害者福祉事業費でご説明いたしました、消費税改正に伴う報酬改定に係

るシステム改修に対する補助金となっております。

次に、13款道支出金、2項1目総務費補助金、3節のU I J ターン新規就業支援事業補助金75万円の追加は、歳出総務費でご説明しました、同事業の事業費に対する道からの4分の3の補助金となります。

次のページをお開きください。

16款繰入金、1項1目介護保険特別会計繰入金、1節も同様に86万5千円の追加は、前年度の精算による繰入金となっております。

次に、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で7,944万5千円の減額は、今回の補正に係る財源調整による減額であります。これにより、今年度の財政調整基金からの繰入額は1億9,501万6千円となります。

次に、6目人財育成基金繰入金138万円の追加は、歳出教育費でご説明いたしました、福島商業高校生の自動車免許取得に係る通学費助成金の財源として繰り入れするものでございます。

7目がんばる地元企業等応援基金繰入金2千万円の追加は、こちらも歳出がんばる地元企業等応援事業費の追加補正に係る財源となっております。

次のページの2段目になります。

9目ふるさと定住促進住宅基金繰入金430万円の追加は、歳出定住促進住宅整備事業費の窪地造成工事の財源として繰り入れするものでございます。

次に、17款繰越金、以下同様で6,542万3千円の追加でございます。1節で前年度繰越金でございます。

次に、18款諸収入、5項1目雑入の9節で渡島西部広域事務組合負担金精算還付金237万6千円の追加は、前年度精算に係る還付金となっております。

次のページをお開きください。

19款町債につきましては、先ほど第3表でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、20款環境性能割交付金、以下同様で50万円の追加は、先ほどご説明いたしました、9月末で廃止される自動車取得税に替わって10月より新たに創設される交付金で、款からの科目新設となります。

以上で、議案第27号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第3号）の提案内容について、説明を終わります。

なお、この後、図面による説明もありますので、併せてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

コンブ養殖係留ブロック設置事業の図面について、ご説明いたします。

説明資料2の34ページをお願いします。

まず、左側、位置図になります。四角く囲っている所が区画漁業権になります。塩釜地区のブロック設置箇所は、昔、定置網漁業で空いていた所になります。白符から日向地区にかけましては、慕舞から日向町内会館の辺りまでの沖が空いていますので、その場所に設置の計画にしております。

次に、右側の方の断面図になりますが、基本的には以前整備しております施設と同じです。8トンブロック、6トンブロック、8トンブロックに、長さが150メートルの幹綱を付けた物を1セットとして整備いたします。あと、基本的に根綱から伸びる所にフロート3個を整備いたします。

一番下が平面図になりますが、吉岡の方みたくセットで囲わないで、単張にする予定になっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

工藤泰総務課長。

○総務課長（工藤泰）

それでは、債務負担行為の関係をご説明いたしますので、資料2の14ページをお開き願います。

先ほど財政担当参事が説明いたしました、債務負担行為の補正について、ご説明いたします。

業務用パソコン購入に係る北海道市町村備荒資金組合譲受代金について。

1の譲受する財産につきましては、業務用パソコンという形です。

品名につきましては、業務用パソコンで、デスクトップ型パソコン、液晶ディスプレイで、数量は100台、金額は1,650万円でございます。

2の契約の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長、山口幸太郎氏でございます。

3、契約の方法は、指名競争入札で行います。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

意見交換だと言われれば、すぐ止めます。意見交換でやりますけれども、川合課長に聞きます。この図面ですね。150メートルです。通常は200メートルのはずです。この海区が狭くて沖に出せなかったのかどうなのか。まず、その辺を聞きたいと思います。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

この150メートルですが、漁業協同組合とどういう施設を入れますかという風に協議をしてまいりました。それで、通常は花田議員おっしゃるとおり200メートルですが、今回やってもらおうとしている漁業者さんが漁船漁業を中心にしてきた方なので、200メートルだとちょっとどうなのかと。150メートルでトレーニングというのは変ですけれども、150メートルで大丈夫でないかということで150メートルに決めました。

○議長（溝部幸基）

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

ということは、200メートルやれる海区はあるんだね。海区としてはあるんでしょう。どうなんですか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

はい。塩釜地区、日向地区も含めて、200メートル入れる漁場はあります。

○議長（溝部幸基）

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

せっかくマグロ業者の救命と言ったら大袈裟ですけども、そのためにやる事業だったら、なぜその受ける方も200メートルでやらないのかという疑問があります。しかも、去年も今年も285トンでしょう。これで50トン、60トンしか揚がらないというよりも、考えてみたら、もっと200メートルやったら、まださらに500メートルも600メートルも増えるんだから、そうしたら10トンも20トンも多くなるんじゃないですか。ヤマザキさんは、その数量が多くなければ困るんだということでやるんですよ。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 16時20分）

（再開 16時20分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

そのほか質疑ございませんか。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

説明資料の24ページ、熊等による被害対策費ということですが、ハンターの補助員が見つかったということで今回予算計上しているんだけど、何人でこの金額になっているのかお知らせください。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

4人の方をお願いできるようになっております。それで、金額については、普通作業員の時間単価を使いまして、例年の平均頭数、これから獲れるシカも含めてですけれども、例年だとこれから熊、シカ、34頭くらい捕獲するということを基本に、1頭当たり4時間解体するという計算で、136時間の普通作業員の時間単価で計算しております。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

良い現場は、そんなに危険は伴わないんだけど、やはり山の危険な所から搬出するわけですので、その補助員の怪我とか、そういうやつをみての保険がかけられているのかどうか。それだけお知らせください。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

ハンターさんに対しては傷害保険加入しておるんですけども、今回お願いしている補助員に対しては保険は加入しておりませんが、今後、来年に向けて、それを検討していきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

来年度と言わないで、この補助員が関わっている仕事に対しての保険だけは、やっぱりすぐ加入していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 16時23分）

（再開 16時23分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

説明資料の27ページの福島商業高校存続対策費で、主な事業内容で、木古内自動車学校閉校に伴う函館市内の自動車学校への通学に係る交通費となっているんですけど、人数と、この行くまでの交通費の部分で、どこからどこまでの区画なのか。その辺もお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

この関係につきましては、函館市内の自動車学校が今現在、木古内町まで来ております。ですから、福島から木古内までの函館バスの運賃。大体見込みで30日前後通うということで、6万円の23名分で見込んでおります。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

25 ページ、商工振興費で代々木フェアの旅費の追加とありますけれども、元々参加する予定ではなくて、今回10月の上旬にあるから旅費を追加するものなのか。それとも、誰かもう事前の当初予算で行く予定があったんだけど、人数的に足りないから追加人員として補正するのが1点。

それから、この代々木フェアの日程の方も伺います。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

今回の旅費の補正につきましては、当初から商工観光係で行く予定はしておりましたが、東京福島会と色々相談しながらやっておりますが、希望人数とかの追加がありましたので、追加となりました。

それと、代々木のフェスティバルの開催期間ですが、日程としては10月3日から10月6日までの日程となっております。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

課長の答弁で、その希望人数の追加というのは、どういう答弁なんでしょうか。東京福島会の方の人員が安定しないという話は聞いたことがありますけれども。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

福島会とこちらから応援に行く職員、これは商工観光係でなく、役場の中の別の部局の人をお願いしている部分がありまして、その人達の旅費の追加になります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 16時26分）

（再開 16時27分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

こちらから行く人数が足りないということで追加しているものであります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 16時27分）

（再開 16時27分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

東京福島会の方から要請がありまして、出張する職員を増やしたことによるものです。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4番（木村隆）

その下段に、観光振興費で「すみだまつり」というのがあります。これも10月ということなんですけれども、日程の方を教えてください。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

すみだまつりの方は、10月5日と6日の2日間になります。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

すみませんでした。川合課長に聞きます。

やる人の方の話によって150メートルになったと言いますが、海区としては福島の海区ですね。福島の漁業者とは、その海区のことで話の折り合いはついているんですか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

はい。この昆布の施設をやるにあたって、福島町の昆布部会、大きくは3つの部会の部会長に来ていただきまして説明しております。

それと、先ほど私、説明の中で、吉岡の人が福島の方の施設に入るといふ風に説明しましたが、昨年の区画漁業権の行使規則の改正で、福島町民が使えろといふ風に区画漁業権の行使規則を変えていますので、吉岡の人が福島の区画漁業権内で漁業を行えるように去年改正しております。

○議長（溝部幸基）

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

それは一方的なのか。福島の人達が吉岡にも行けるんですか。どうなんですか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

区画漁業権については、福島の住所を有するじゃなくて、福島町民という風に置き替えているので、吉岡の方でも施設があるとすれば行けることになります。

○議長（溝部幸基）

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

なかなか我々に考えさせれば、都合の良い話だなと思うんですけども、分かりました。ただ、延縄漁業者の救済だというのであれば、福島でもイカ釣り船が2艘辞めています。大型船が。そこに子どもがおります。今年、昆布をやりました。普通は10基でしょう。200メートル10基。10基が果たして当たっていますか。足りないと思いますよ。もう1件もそうですよ。そういうのを無視されて、こういう風なこと。この人達だって救済しなきゃないと私は思います。イカつけが駄目で辞めたんだから。その辺が心情的にはしっくりいかないんですよ。そういう話をしたことあるんですか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

漁業権行使規則の中で、1人当たり10セット10基と言っていいのか、それが上限としてありますけ

れども、それは漁業権管理委員会か昆布の養殖部会の中かで決めていることなので、私たちの方から5基で足りるのか10基でとかっていうのは、それは私たちの中では判断できない事です。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今の場合は若干違うんでないのかなと思っています。確かにイカ釣りも厳しい状況の中で、イカ釣りから昆布に転業したという例は沢山あります。ただ、今の場合はマグロを操業しながら、その部分を補てんするという形でありますので、イカ釣り船を辞めて養殖転業する分については、それなりにきちんと組合と調整をしながら対応しているところでもありますし、昆布については確かに10基、12基と、その人によって当たりが上下することはありますけれども、それでもある程度、生業として昆布をやっていれば、今の若い人達が生活していくレベルにはあるんだという風に思っていますので、そのところについては、町としても今後、組合と協議しながら対応していきたいと思っていますので、今回はあくまでもマグロを操業しながら、その漁業の厳しいところを補てんする形で我々としては手助けしていきたいということでありますので、そのところは理解をしていただきたいし、組合はしっかり組合長の下で組合員の了解を取りながら、ある程度、手順を踏みながらやっているものだという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

これで最後にします。今、奇しくも町長がマグロの人達がそのためにやるんだと。そこが心配の種なんです。福島の業者に言わせれば。今、60トン、50円ですと。300万円。これを5人でやるのか6人でやるのか分かりません。11月下旬から来年の6月までやって、なんだこんなもの1人当たり50万円か40万円かと、ぽっと止められたらどうするんだと。続けてやる気があるのかという心配をしている業者もおります。だから、果たして、来年ボンとマグロがあれば別でしょうけれども、マグロの無いうちはずっとやれるのかどうかと。期間的に言って、月にしたらいくらになるんだというような計算されて、止めたというようなことであつたら、どういうことになるんですかという心配をしている業者もいるんです。そういうこともありますので、しっかりとやらせていただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

そのところは組合の組織でありますので、我々としては三者、組合、町、ヤマザキさんと包括連携の中で議論をしてございますので、当然、組合の組織として組合長を筆頭にして、きちんとした体制を取っているわけでもありますので、確かにそういう懸念もないわけではありませんけれども、我々はしっかり組合として、ある程度、手順を踏みながら、先ほども言いましたとおり、責任を持ってやっていくというお話の中で回答をいただいていますので、そのところは我々もあまり団体をどうこうではなくて、しっかり信じるところはきっちり信じて、必ずやっていただけるものと思っていますし、また、我々もそういう方向で協力をしながらやっていきたいし、やっぱり浜も今なかなか厳しい状況の中で、色んな意見があるのも我々も承知をしていますので、そのところはしっかり組合としても多分、浜周りしたり、色んな形で漁業者の理解を得ているんだという風に認識をしていますので、その辺については、来月またヤマザキさんの方が会長さんがみえて、組合と進行状況を確認しながら協議しますので、そのところは我々としても議会の方からそういう意見をいただきましたということで、しっかりと組合の方の進行状況等も確認し、また、来年に向けた取り組みも確認しながら、なるべくそういったイレギュラーがないようなことをやっていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

さっき佐藤議員ですか、業者には負担がないのかという話が出ましたけれども、ブロック、ロープは当然この事業の中に入っているんだろうと思いますけれども、それじゃあフロートをどうするんですかという心配もあります。フロートだって、これだけの施設であれば相当の数を使います。それが自己負担にな

るのか、この中に入っているのか。その辺です。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

追加するフロートは、この事業費の中には含まれず、漁業者さんが用意することになります。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

2 番佐藤孝男議員。

○2 番（佐藤孝男）

熊等のことでありますが、保険の件。これはどうなっているのか。

それと、もう1つ、解体にあたっては色々な消耗品というか、ナイフとかその他。それも普通のナイフなら大変だという話も聞いているから、何万円とするようなナイフで解体しなければ到底無理だということも聞いておりますので、その点、2つお知らせください。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

今回の補助員については、現在のハンターさんの補助をすることを目的として、要は現場まで行って引きずり下してきて、解体のお手伝いをするということで考えて補正いたしました。確かに保険のこともありますし、そういう道具のこともありますので、これは12月以降も続きますので、今回は12月に向けて検討してきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

2 番佐藤孝男議員。

○2 番（佐藤孝男）

怪我はいつどこで起きるか分からないから、やはりこの補助員のことが始まった時点で保険だけはかけていただければなと思いますが、もう一回。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

佐藤議員の方から今、意見をいただきましたので、予算をすぐ変更ということにはならないとは思いますが、なるべく依頼かけるまでには内部調整をしながら、色々な予備費を使ったり、色々することも出来ますので、そういった中でなるべく作業員本人の負担にならない形で、我々としても対応していきたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

すみだまつりでブースを出すということで、どの程度の規模かは分かりませんが、どなたかそのブースに福島町の方が付くんでしょうか。ただ置きっ放しで、こういう町ですよという事だけを勝手に見てくださいという風な捉え方をするのか。誰か墨田区の職員の方が、基本的には友好交流ですから、墨田区の方が協力してくれても良いわけですよ。でも、今はもう墨田区で福島町に対する予算なんて持っているわけじゃありませんから、一方的にこっちの方が墨田区に行って、教育委員会の方でも子ども達が毎年行って、去年もすみだまつりに子ども達行ってますけれども、そういう風な付き合い方をしているわけで、だから、このPRの仕方というものが果たしてどうあるべきなのか。ただブースをボンと置いておくだけでいいのか。その辺の具体的な中身をお伺いしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

今回、すみだまつりの方にも3名の職員に出張してもらいまして、代々木と同じような事になるんです

けども、福島町の物産を持って行って、販売とPRをしてまいります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

その3名の職員というのは、この代々木の方とは別にということですか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

はい。別でございます。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

分かりました。ただ、東京の方達は、どうして北海道の福島町が墨田区と交流を持っているのかというのは、なかなか普通は分からないものですね。やっぱり千代の富士の関係というのがありますから、そこをきちんとPRしてきてほしいなと思いますし、もし同日に小学校の交流事業があるのであれば、またそういういった所も子ども達に見せてあげて、こういう東京の人達の福島町に対する捉え方なんかも勉強して来て欲しいななんて思ったりしていますけれども、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

墨田区との交流につきましては、従来から先代の九重親方が墨田区に部屋を抱えていた中で、多分、私が就任する前に一度、親方を連れて前町長が墨田区に行ってきた、これからそういった事をしたいんだということで、ただ、それが何も進んでいなかったのを私が引き受けて、ある程度、私が墨田区の山本区長の所に行って、こういった交流をしたいんだということで、今、始めさせていただいております。確かに木村議員おっしゃるとおり、今のところは町の方から一方的に行っている形。ただ、山本区長もこれから選挙を潜りまして2期目に入りましたので、我々が区長に常々お願いしているのは、東京の方からは是非この北海道の素晴らしい自然に、子ども達なり色々な事をお願いしたいということは常々やってきてございます。ただ、それがまだ実際動き出していないのも事実であります。どうしても墨田区の場合、規模がデカイというか、我々から比べると、なかなか動き出すまでに多分時間がかかるんだと思いますけれども、私は常々そういった形でお願いをしていますので、子ども達がすみだまつりに行ったり、今回、物産もやりますので、本当はその時できれば自分も顔を出して、区長とまた意見交換したいなと思いましたが、今回は残念ながら日程調整が取れませんでしたので、また機会を見て上京した際に、しっかり区長の方に是非これからそういった形での交流をお願いしたいと。取りも直さず、今、岩部など色々な形でやっている中で、やはり交流人口を増やしていくのには色々な繋がりの中でやっていくことが私は最善だと思っているし、まさにその墨田区の子ども達、相撲だったり、今のクルーズだったり、そういったものを体験していただくことによって、将来、第二の故郷ではありませんけれども、大人になった時に、その素晴らしさを求めて、また福島に来るといえることがあるんだと思っていますので、今、こちらから一方的に仕掛けておりますけれども、是非、東京の子ども達をこちらにお願いします。また、物産はなかなか墨田区の場合はこちらに来てやるということは難しいんだと思いますけれども、消費拡大の関係もありますし、そういった意味も込めて、今回テスト的に区長の方から提案をいただき、もしよろしかったらすみだまつりにブースを確保しながらPRしませんかという声掛けをいただきましたので、そういった中で今回はやらせていただくことになりました。そんな形で、我々としてもしっかり本来の目的である相互交流という形に結び付けるような動きをこれからしていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

分かりました。少しでも墨田区の中で北海道福島町の応援団というか、ファンを増やしてきてもらいたいなと思います。

1つ聞き忘れたんですけれども、教育委員会の方の小学生の子ども達の交流は、この10月5日、6日なんでしょうか。それとも、別な日なんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

子ども達の交流に関しては、今年度は来年の1月に相模少年団を派遣する予定で計画しております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

先ほど福島商業の件で聞いたんですけど、23名で1人当たり6万円ということなんですけど、これは1カ月の計算なのか。それとも、福島から木古内まで行って、その免許を取る間の期間で1人当たり6万円ということですか。それとも、1カ月6万円の交通費ということなのか。その辺をもう一度お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

免許を取る時間、それからコースによって、かかる日数も変わってきますが、28日から32日間とか、概ね大体30日前後になります。それで福島から木古内までの往復バス賃の約30日相当分ということになります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

23ページの温泉保養センターの管理運営費について、お聞きいたします。

決して、この委託費増に対して反対するものでもございませんけれども、この事業内容の文章を見ると、温泉施設の老朽化により、当初想定していなかった作業が発生し、従業員への負担がかかっている。ここなんですけれども、当初、委託料を算定する時には考えてもいなかった事業が発生したので、その時間数を処理するために今回委託料を増額したと。これの方式でいくと、当初想定していなかったものということであるならば、今まで様々な面で委託している所もあると思うんですけれども、その一定基準というか、そういうものがどの程度この業者と話し合われて、委託している町としては納得して、この委託料の増額というものを増やしたのか。その根拠というものがはっきりしていないと、様々な委託をしていただいている方々が、やはりみんな苦しい中でやっていると思うんです。であれば、その根拠をきちんと示さなければならない。こういう風に思うんですよね。

それから、この文章だけでいくと、作業のシフトなりなんなり、夜間の仕事なりのシフトを変えて人件費が増したということにもなると思うんですけれども、根本的にこの作業員をシフトしていかなきゃならないハードな要因というか、機械的なメンテナンスの要因というのは何なのか。これがずっとかかっているのか。来年度も直せないから、これに対しての作業の賃金は今回みたく22万3千円、委託料が上乗せになった形で予算計上されていくのか。その辺がこの文章だけでは読めないんで、その考え方と方向性というか、そういうものをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

まず、工房の方から協議がありまして、施設の老朽化というか、今、夜間の方でちょっと水が濁ってくるという話がありまして、その除去のために夜間の作業が発生したということであります。それで、これまでは朝の8時から5時までと、その5時から翌日の8時までの2交代。それで、2番目の方は夜の11時半頃に清掃が終わった後は、次の日の朝までは作業が無いということでやっていたんですが、そこでそういう作業が発生したということで、シフトの変更をお願いしたいということでの協議がありまして、そういうことであればということで協議に応じました。

それと、これをずっと続けるのかということではなくて、今、その原因、濁りもそうですけれども、施

設も古くなってきて、設備、配管等ありますので、その辺を専門業者に順次見ていただいています。源泉の方もこの前見ていただいたんですけども、そのの部分については、特段、昔と変わりはないよということなので、今後、管の専門業者に見ていただいて、原因を突き止めて解消していく方向で対応したいとは思っております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

じゃあ、この委託料は一時のものであって、そのハードの面が克服されれば、通常の作業形態なり、通常の委託料になってくる。よって、来年度の委託料に関しては、プラスにならないというものの考え方を取るべきなのか。今後これがかかってくるのか。決して、この200くらいがかかるからどうこうじゃないんですよ。今、これから維持していく上で、委託料が変わるということは、やはりその業者に対して、他の色んな施設を見てもらっている業者に対しても、これはもう同じ例を持ってこられると、基本とするべき考え方が崩れてしまうんですよ。みんな苦しい中で委託していると思うんです。でも、その辺はきちんとしないと私は駄目だと思うんですよ。ですから、今、こういう風に聞いているんであって、その他にこの濁りに関してだけ直せば良いのか。あと、低温風呂のろ過器のメンテナンスをすれば、もう修繕の方は大体終わるのか。今現在、打たせ湯なんかは出ておりません。これはなにか話に聞くと、実験的に止めているんだみたいな話でお聞きしているんですけど、なんの実験なんだか分かんないですけど、実験的に止めているんだというところで、何かしら作業内容というか、もうちょっと説明があっていいのかなと。吉岡温泉は本当にいつ見ても天井は綺麗ですし、本当に入る方々もだんだん時間が8時過ぎからいくらか増えてきていまして、利用者も多くなっているんですけども、やはりそういうメンテナンスの普段動いている物が止まっているということは、もう少し親切な説明というのがあって良いのかなと思うんですよ。ですから、先ほどの委託料のことと、そのメンテナンスの説明のこと。2点、再度お聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 16時55分）

（再開 16時55分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎会 議 時 間 の 延 長

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議時間は、日程第27の審議を終了するまで、延長いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、日程第27の審議が終了するまで、会議時間を延長することに決定いたしました。審議を続けます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

各施設の委託料の関係でありますけれども、委託料につきましては、それぞれ施設の建設から色んな経緯の中で積算してきた経緯がございます。だから、その施設によって、公共施設がすべて一律の計算になっているかという、若干私は違うのではないのかなと思っていますし、また、温泉については、自分も

担当したことがありますけれども、町が財政厳しい時に色んな委託業者と協議をしながら、大分予算を詰めていった経緯があります。そういった中で、やはり建設から20年以上を経過して、今、色んな形で老朽化が目立ってきている。特に多分、施設、配管、給水含めて、これまで大きなメンテナンスをしてこなかった所が、今、若干傷み始めているのかなと。先ほど言いましたとおり、縦のボーリングについては3年に1回ぐらいメンテナンスをしていますので、そこについては問題ないということで、多分、そこから浴槽までの間が少し傷み始めて、それが要するに濁りに通じているのではないのかなという風を感じてございますので、そのところは、私、就任前に議会の方もこの温泉については相当議論したという風に、私、外にいた時も感じてございます。建替え、新築含めて議論した中で、若干審議が止まっていると言いますか、私はあまりその20年の中で建替えるのはどうなのかなというこの思いもありましたし、まだまだ自分がやっていた当時の事もあって、施設の持つていけるんだなという思いをしていましたけれども、ただ、従前、委託していた加納さんから工房に引き継がれた中で、若干変わってきていると言いますか、従業員の方とも色々と改善も図りながらやってきておりますけれども、そういった中で少し不具合が出始めているということを私の方の耳にも入ってございますので、少し我々としても、温泉について、従前、私はあまり議論しないという方向性でやってきましたけれども、これについてはやはり年間6万人を超える町民の方々、町外からも含めて安定的に入っていただきますし、やはり町内の中で一番利用されている施設だと私は思っておりますので、これをしっかりと提供していくことが我々の仕事ではないのかなと思っておりますので、今、色んな問題が発生していますので、まずその問題点を担当の方をお願いして総ざらいをしましょうと。そういった中で、適切な処置がどういった形が良いのかをしっかりと検討しようよということのお話をさせていただいておりますので、この委託料の増加がどういった形でこれかなるかというのは、必ずしも長く続くということではないんだと思いますけれども、ただ、今の状況からいくと、こういう体制を取っていかなければ、なかなか朝10時のオープンに間に合わないという状況が現場の方から伝わってきていますので、そのところをまずはしっかりと対応させていただきたい。

ただ、平沼議員おっしゃるとおり、他の施設についても色んな形で財政プランを立てた時に、自分たちでなるべく努力できるものは頑張ろうということでやってきましたけれども、そういった少し歪が出ていっているのかなという気もしますので、我々としては、ある程度、今、財政に少し幅がある中で、そういったものは少しずつではありますがありますけれども、元の姿に戻しつつあるものもあります。そういった中で、また来年度予算に向けて色んな協議をしていきたいという風には思っておりますけれども、その温泉につきましては、本当に今、現場にいる方々も少し大変な思いをしているやに聞いてございますので、そのところをまずはしっかりと町として手当して、町民の楽しみの場を長く休むことのないように、まずは我々としては手当をしていきたい。そのような思いでございます。

○議長（溝部幸基）

意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第27号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第27号は可決いたしました。

◎議案第28号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第28号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案の87ページをお願いいたします。

議案第28号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,079万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,366万3千円とする。

令和元年9月18日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、平成30年度の決算の額が確定し、繰越金が生じたので、これを追加するとともに、基金に積み立てるものです。

それでは、補正の内容につきまして、歳出から説明をいたしますので、96ページをお願いします。

7款前年度繰上充用金、1項1目前年度繰上充用金、補償・補てん及び賠償金1千円の減額で、平成30年度会計において歳入が歳出に不足を生じませんでしたので、減額するものです。

8款基金積立金、1項基金積立金、1目事業基金積立金、25節積立金3,080万円の追加は、平成30年度決算における繰越金の確定によるものです。

次に、歳入を説明いたしますので、94ページをお開き願います。

5款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金3,079万9千円の追加で、平成30年度の決算において、歳入総額8億3,945万9,179円に対して、歳出総額が8億865万8,521円となり、歳入歳出の差引額が3,080万658円となったものです。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第28号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第28号は可決いたしました。

◎議案第29号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第29号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案の97ページをお願いいたします。

議案第29号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,388万6千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,769万7千円とする。

令和元年9月18日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、消費税引き上げに伴う介護報酬改定に対応するため、システム改修とシステムを運用する端末のOSサポートの終了に伴う端末の更新、平成30年度の国庫負担金等の額が確定したことにより、国などへの還付金が生じたので、追加するものでございます。また、平成30年度決算において、繰越金が生じたため、その一部を基金に積み立てるとともに、精算により一般会計の繰出金を追加するものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出から説明いたしますので、110ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で75万3千円の追加でございます。内容としては、介護報酬改定に伴うシステム改修のための委託料60万5千円、同システムの運用端末OSのサポート終了に伴う端末購入負担金として負担金・補助及び交付金で14万8千円の追加であります。

次に、3款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費で1万6千円の追加は、高額医療合算介護予防サービス費対象者の増により追加するものであります。

11ページをお願いします。

4款基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金1,005万円の追加でございます。繰越金から国庫負担金の償還金返還金などを差し引いた残額を計上するものでございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金で1,220万1千円の追加でございます。内訳として、国庫負担金過年度過誤納還付金852万8千円、国庫補助金過年度過誤納還付金45万7千円、支払基金交付金過年度過誤納還付金187万7千円、道負担金過年度過誤納還付金94万円、道補助金過年度過誤納還付金39万9千円の追加は、いずれも平成30年度負担金等の確定による国及び道支払基金に対しての還付金を追加するものでございます。

112ページをお願いします。

6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金86万6千円の追加でございます。これは平成30年度決算に伴う精算によるもので、一般会計へ繰出金として還付するものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、106ページをお願いいたします。

3款国庫支出金から108ページの7款繰入金までは、いずれも科目整理するものでございますが、106ページ中段の2項国庫補助金、3目事務費補助金31万円の追加は、歳出の事務処理システム改修が国の補助事業の対象となっているため、追加するものでございます。

108ページをお願いします。

8款繰越金、1項も同様で、前年度繰越金2,358万5千円の追加でございます。平成30年度決算

において、歳入総額が５億５，７１６万５，８０１円に対し、歳出総額５億３，３５７万９，４４２円となり、差し引き２，３５８万６，３５９円となったものでございます。

以上で、議案第２９号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第２９号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第２９号は可決いたしました。

◎議案第３０号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（溝部幸基）

日程第１７ 議案第３０号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案の１１３ページをお願いいたします。

議案第３０号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

令和元年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１００万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，０５１万９千円とする。

令和元年９月１８日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、平成３０年度決算による繰越金の計上によるものでございます。それでは、補正の内容につきまして、歳出から説明をいたしますので、１２２ページをお願いいたします。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１目も同様で、１９節負担金・補助及び交付金１００万３千円の追加は、平成３０年度分の保険料のうち納付が漏れていた保険料６９万３千円と、出納整理期間４月・５

月に収納した保険料３１万１千円を追加するものです。

次に、歳入を説明いたしますので、１２０ページをお願いいたします。

４款繰越金、１項繰越金、目も同様に１００万３千円の追加は、平成３０年度の決算において、歳入総額６，８６４万１，１８５円に対し、歳出総額が６，７６３万６，２７３円となり、差し引き１００万４，９１２円となったものでございます。

以上で、議案第３０号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第３０号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第３０号は可決いたしました。

◎議案第３１号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第１号）

○議長（溝部幸基）

日程第１８ 議案第３１号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案の１２３ページをお開き願います。

議案第３１号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第１号）。

令和元年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３７万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，９３０万６千円とする。

令和元年９月１８日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、平成３０年度の決算の額が確定し繰越金が生じたので、これを追加するとともに、それに伴って関係する歳入科目の財源調整をするものでございます。また、治療

に使用する器具に不足が生じたことから、追加補正するものでございます。

それでは、補正の内容について、歳出から説明いたしますので、132ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、14節使用料及び賃借料で37万3千円の追加は、睡眠時無呼吸症候群の治療に使用するシーパップ治療器の利用人数が当初見込みから増えたため、追加するものです。

次に、歳入について、説明しますので、130ページをお願いします。

1款診療事業収入、1項診療収入、1目国民健康保険診療報酬収入26万1千円の追加は、歳出のシーパップ治療器による診療費の保険者負担分です。

下段、4目一部負担金、1節11万2千円の追加は、診療費の患者負担分となります。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金644万1千円の減額は、平成30年度の決算により繰越金が生じたため、一般会計からの繰入金を減額するものです。

3款繰越金、1項1目繰越金644万1千円の追加は、平成30年度の決算において、歳入総額2億1,434万8,569円に対し、歳出総額が2億790万6,754円となり、歳入歳出の差し引き額が644万1,815円となったものです。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第31号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第31号は可決いたしました。

◎報告第4号 平成30年度福島町財政健全化判断比率の報告について

◎報告第5号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告について

◎認定第1号 平成30年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第2号 平成30年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第3号 平成30年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第4号 平成30年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- ◎認定第5号 平成30年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎認定第6号 平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎認定第7号 平成30年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（溝部幸基）

日程第19 報告第4号 平成30年度福島町財政健全化判断比率の報告について。
日程第20 報告第5号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告について。
日程第21 認定第1号 平成30年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について。
日程第22 認定第2号 平成30年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第23 認定第3号 平成30年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第24 認定第4号 平成30年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第25 認定第5号 平成30年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第26 認定第6号 平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第27 認定第7号 平成30年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。
以上、9件を一括議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題といたしました9件の案件については、提案理由の説明及び質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思いますが、賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております9件の案件については、提案理由の説明及び質疑を省略し、議長を除く全員の議員により構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 17時21分）

（再開 17時23分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された決算審査特別委員会において、委員長に9番平野隆雄副議長、副委員長に5番川村明雄議員が互選された旨の報告がございました。

◎延 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

さらに、お諮りいたします。

決算審査特別委員会の議案審査等のため、明日から９月２４日までの６日間、休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、明日から９月２４日までの６日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、２５日は午前１０時から開会いたしますので、定刻までにご参集願います。

◎延 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。

長時間に亘り、どうもご苦勞様でした。

（延会 １７時２４分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 花 田 勇

署 名 議 員 佐 藤 孝 男

令和元年度

福島町議会定例会 9 月第 2 回会議

令和元年 9 月 2 4 日（火曜日）第 2 号

◎議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 平成 3 0 年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| | 報告第 5 号 平成 3 0 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告について |
| | 認定第 1 号 平成 3 0 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 平成 3 0 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3 号 平成 3 0 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4 号 平成 3 0 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5 号 平成 3 0 年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6 号 平成 3 0 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 7 号 平成 3 0 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員会報告) |
| 日程第 5 | 発委第 2 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について |

◎会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 平成 3 0 年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| | 報告第 5 号 平成 3 0 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告について |
| | 認定第 1 号 平成 3 0 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 平成 3 0 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3 号 平成 3 0 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4 号 平成 3 0 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5 号 平成 3 0 年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6 号 平成 3 0 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 7 号 平成 3 0 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員会報告) |
| 日程第 5 | 発委第 2 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について |

◎出席議員（１０名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	花 田 勇		2番	佐 藤 孝 男
	3番	平 沼 昌 平		4番	木 村 隆
	5番	川 村 明 雄		6番	杉 村 志 朗
	7番	藤 山 大		8番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（０名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	高 木 壽
総 務 課 長	工 藤 泰	総 務 課 参 事	小 鹿 一 彦
企 画 課 長	住 吉 英 之	産 業 課 長	川 合 力 哉
税務課長兼会計管理者	西 田 啓 晃	町民課長兼吉岡支所長	鎌 田 一 志
福 祉 課 長	鍋 谷 浩 行	建 設 課 長	紙 谷 一
認定こども園福島保育所園長	(鎌 田 一 志)	福祉センター次長	(石 岡 大 志)
教 育 長	前 田 勝 広	事務局長兼給食センター所長	石 岡 大 志
監 査 委 員	本庄屋 誠		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿 部 憲 一	議会事務局議事係長	福 井 理 央
議会事務局主査	中 島 和 俊	議会事務局書記	平 野 文 子

(開会 9時56分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

9月24日は、休会の予定でしたが、決算審査特別委員会の審査が早く終わりましたので、9月18日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番平沼昌平議員、4番木村隆議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、既に印刷のうえ皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

1件、追加の行政報告をさせていただきます。

（1）台風17号のに関する災害対応について。

9月23日に温帯低気圧に変わって本道を通過した、台風17号関連の災害対応について、ご報告いたします。

当日は、防災担当が役場において待機し、函館地方気象台等からの情報収集にあたりとともに、少し雨が強まってきたことに加え、河川の増水情報があったことから、午後4時過ぎに町職員が町内の巡視を行ったところであります。

当町においては、警報等の発令はありませんでしたが、福島消防署の雨量計で190ミリを超える大雨となり、巡回の中で月崎2地区の月崎幹線の一部が冠水していることが判明し、車の通行も一時できない状況となり、私もすぐ現地に赴き復旧作業を指示し、消防署のポンプ車2台による排水と民間事業車による排水を行い、午後6時半に原状復帰することができ、迅速な災害対応により被害を未然に防止したところでございます。

以上、追加の行政報告とさせていただきます。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

◎報告第4号 平成30年度福島町財政健全化判断比率の報告について

◎報告第5号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告

について

- ◎認定第1号 平成30年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について
- ◎認定第2号 平成30年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎認定第3号 平成30年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎認定第4号 平成30年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎認定第5号 平成30年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎認定第6号 平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎認定第7号 平成30年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第4号 平成30年度福島町財政健全化判断比率の報告について。報告第5号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告について。認定第1号 平成30年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第2号 平成30年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第3号 平成30年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号 平成30年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第5号 平成30年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について。認定第6号 平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について。認定第7号 平成30年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

以上、9件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました平成30年度一般会計ほか6件の決算認定等及び平成30年度福島町財政健全化判断比率ほか1件の報告については、本定例会において決算審査特別委員会に付託をし、休会中に審査を終えておりますので、結果の報告を求めます。

9番平野隆雄決算審査特別委員長。

○9番（平野隆雄）

ただいま議題となっております平成30年度福島町財政健全化判断比率等の報告及び平成30年度一般会計ほか6件の決算認定等について、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本件は、本定例会9月第2回会議において審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。

9月18日に本委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、20日までに各会計決算等を審査した結果、本委員会の意見は認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号については、いずれも原案のとおり認定すべきものとし、認定第7号の福島町水道事業会計の利益の処分については、可決すべきものとして決定いたしました。

審査の経過等につきましては、諸般の報告（第2号）に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、平成30年度福島町財政健全化判断比率等の報告等については、報告済みといたします。

以上、甚だ簡単ではありますが、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

平成30年度一般会計ほか6件の決算認定等については、いずれも認定すべきものとの委員長報告であり、この報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、平成30年度一般会計ほか6件の決算については認定し、認定第7号 福島町水道事業会計の利益の処分については可決することに決定いたしました。

なお、報告第4号 平成30年度福島町財政健全化判断比率の報告について、報告第5号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告については、報告済みといたします。

◎発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第5 発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

議会提出議案の1ページをお開きください。

発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

次のページをご覧ください。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

意見書の内容につきましては、要約して説明しますので、ご了承ください。

北海道の森林は、全国の森林面積の4分の1を占め、国土の保全や地球温暖化の防止、林産物の供給等、多面的な機能を発揮しており、今後もこの機能を維持するため、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用の充実と強化が急務となっております。当町においても、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用のため、従来から間伐事業の実施や路網の整備、また、山地災害の防止事業等を進めているところでもあります。今後とも、これらの事業の推進を念頭に、森林整備の安定的な財源を確保するため、既存の財政支援の制度維持と強化、また、今年度から交付される森林環境譲与税を活用した各種事業を実施するため、意見書を提出するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか関係者に提出するものでございます。

なお、本意見書は、9月12日開催の経済福祉常任委員会で審議のうえ全会一致で提出したものであります。

また、北海道議会においても、7月12日に可決し、提出したところであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
発委第2号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第2号は可決いたしました。

◎第5次福島町総合計画後期実施計画策定に関する調査特別委員会の設置

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

町では、平成28年2月に現行の第5次福島町総合計画を策定し、前期実施計画の最終年度となる今年度中に後期実施計画を策定することとしています。

令和2年度から5年度までの後期実施計画や関連計画・重要事業等を集中的に調査・審議するため、議長を除く全員の議員をもって構成する「第5次福島町総合計画後期実施計画策定に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ調査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本件については、議長を除く全員の議員を持って構成する「第5次福島町総合計画後期実施計画策定に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、調査することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

（休憩 10時10分）
（再開 10時12分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された「第5次福島町総合計画後期実施計画策定に関する調査特別委員会」において、委員長に9番平野隆雄副議長、副委員長に5番川村明雄議員が互選された旨の報告がございました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会 9 月第 2 回会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第 10 条の規定により、令和元年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和元年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

長期間に亘りご審議をいただき、どうもご苦労様でした。

（休会 10 時 13 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 平 沼 昌 平

署 名 議 員 木 村 隆